

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

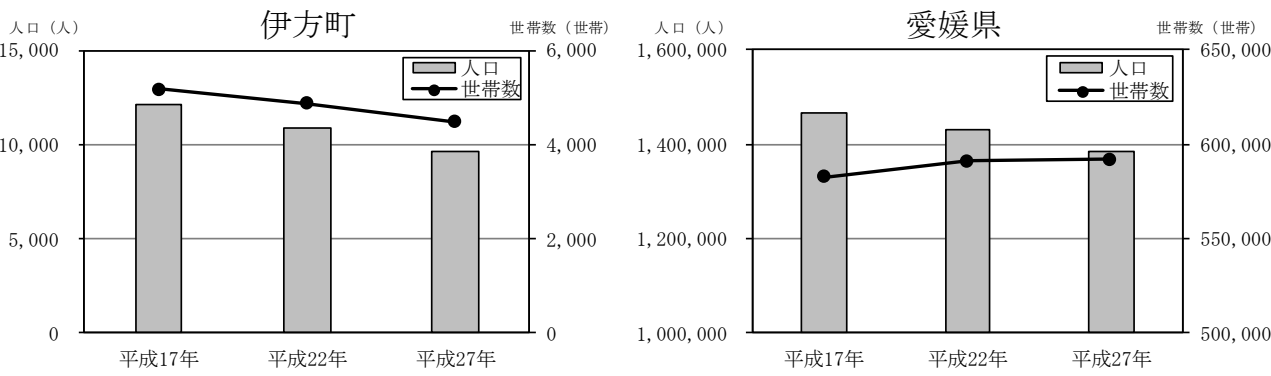
1. 人口の状況

伊方町及び愛媛県の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。  
平成 17 年から平成 27 年にかけて伊方町の人口は減少傾向にある。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

| 区 分 | 年       | 人口（人）     |         |         | 世帯数<br>（世帯） |
|-----|---------|-----------|---------|---------|-------------|
|     |         | 総 数       | 男       | 女       |             |
| 伊方町 | 平成 17 年 | 12,095    | 5,698   | 6,397   | 5,183       |
|     | 平成 22 年 | 10,882    | 5,125   | 5,757   | 4,884       |
|     | 平成 27 年 | 9,626     | 4,597   | 5,029   | 4,488       |
| 愛媛県 | 平成 17 年 | 1,467,815 | 691,677 | 776,138 | 582,803     |
|     | 平成 22 年 | 1,431,493 | 673,326 | 758,167 | 590,888     |
|     | 平成 27 年 | 1,385,262 | 654,380 | 730,882 | 591,972     |

〔「平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔「平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

## 2. 産業の状況

伊方町及び愛媛県の産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、伊方町では第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、（ ）内は％）

| 産 業               | 伊方町             | 愛媛県               |
|-------------------|-----------------|-------------------|
| 第一次産業             | 1,556<br>(32.7) | 47,194<br>(7.3)   |
| 農 業               | 1,221           | 39,871            |
| 林 業               | 1               | 1,409             |
| 漁 業               | 334             | 5,914             |
| 第二次産業             | 834<br>(17.5)   | 148,409<br>(23.1) |
| 鉱業、採石業、砂利採取業      | 1               | 255               |
| 建 設 業             | 455             | 50,600            |
| 製 造 業             | 378             | 97,554            |
| 第三次産業             | 2,359<br>(49.6) | 416,461<br>(64.8) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 211             | 3,344             |
| 情報通信業             | 14              | 8,387             |
| 運輸業、郵便業           | 113             | 30,324            |
| 卸売、小売業            | 373             | 97,245            |
| 金融、保険業            | 32              | 14,708            |
| 不動産業、物品賃貸業        | 3               | 8,166             |
| 学術研究、専門・技術サービス業   | 100             | 15,298            |
| 宿泊業、飲食サービス業       | 198             | 32,228            |
| 生活関連サービス業、娯楽業     | 80              | 21,395            |
| 教育、学習支援業          | 125             | 28,024            |
| 医療、福祉             | 513             | 93,552            |
| 複合サービス事業          | 169             | 8,750             |
| サービス業（他に分類されないもの） | 227             | 33,221            |
| 公 務（他に分類されるものを除く） | 201             | 21,819            |
| 分類不能の産業           | 4<br>(0.1)      | 30,677<br>(4.8)   |
| 総 数               | 4,753           | 642,741           |

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が 100 にならない場合がある。

〔「平成 27 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

## (1) 農業

伊方町及び愛媛県における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在の販売目的の類別作物作付（栽培）経営体数は、伊方町では、いも類が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数  
(平成 27 年 2 月 1 日現在)

| (単位：経営体) |     |        |
|----------|-----|--------|
| 種 類      | 伊方町 | 愛媛県    |
| 稲        | —   | 13,619 |
| 麦類       | —   | 574    |
| 雑穀       | —   | 122    |
| いも類      | 15  | 1,179  |
| 豆類       | 3   | 935    |
| 工芸農作物    | —   | 333    |
| 野菜類      | 8   | 6,458  |
| 花き類・花木   | 2   | 905    |
| その他の作物   | 1   | 301    |

注：「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕

## (2) 林業

伊方町及び愛媛県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在の林野面積は、伊方町では 4,752ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

| (単位：ha) |           |        |        |           |         |             |        |         |
|---------|-----------|--------|--------|-----------|---------|-------------|--------|---------|
| 区 分     | 林野<br>面積計 | 国有林    |        |           | 民有林     |             |        |         |
|         |           | 小計     | 林野庁    | その他<br>官庁 | 小計      | 独立行政<br>法人等 | 公有林    | 私有林     |
| 伊方町     | 4,752     | 1      | —      | 1         | 4,751   | —           | 195    | 4,556   |
| 愛媛県     | 400,297   | 38,792 | 38,695 | 97        | 361,505 | 8,042       | 35,247 | 318,216 |

注：「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕

### (3) 水産業

伊方町及び愛媛県の漁業種類別漁獲量は表 3. 2-5、魚種別漁獲量は表 3. 2-6 のとおりである。  
平成 29 年の漁獲量合計は、伊方町では 3, 078t となっている。

表 3. 2-5 漁業種類別漁獲量（平成 29 年）

（単位：t）

| 漁業種類          |               |             |           | 伊方町    | 愛媛県     |
|---------------|---------------|-------------|-----------|--------|---------|
| 底びき網          | 遠 洋 底 び き 網   |             |           | —      | —       |
|               | 以 西 底 び き 網   |             |           | —      | —       |
|               | 沖合<br>底びき網    | 1 そうびき      |           | —      | —       |
|               |               | 2 そうびき      |           | —      | x       |
|               | 小 型 底 び き 網   |             |           | 715    | 8, 284  |
| 船 び き 網       |               |             |           | 1, 366 | 11, 029 |
| まき網           | 大中型<br>まき網    | 1 そう<br>まき網 | 遠洋かつお・まぐろ | —      | x       |
|               |               |             | 近海かつお・まぐろ | —      | x       |
|               |               |             | その他       | —      | 25, 941 |
|               |               | 2 そうまき網     |           | —      | —       |
|               | 中・小型まき網       |             |           | —      | 19, 066 |
| 刺網            | さけ・ます流し網      |             |           | —      | —       |
|               | かじき等流し網       |             |           | —      | —       |
|               | そ の 他 の 刺 網   |             |           | 104    | 1, 835  |
| 敷網            | さんま棒受網        |             |           | —      | —       |
| 定置網           | 大 型 定 置 網     |             |           | —      | —       |
|               | さ け 定 置 網     |             |           | —      | —       |
|               | 小 型 定 置 網     |             |           | 11     | 294     |
| そ の 他 の 網 漁 業 |               |             |           | x      | 246     |
| はえ縄           | まぐろ<br>はえ縄    | 遠洋まぐろ       |           | —      | x       |
|               |               | 近海まぐろ       |           | —      | —       |
|               |               | 沿岸まぐろ       |           | —      | —       |
|               | そ の 他 の は え 縄 |             |           | 84     | 367     |
| はえ縄<br>以外の釣   | かつお<br>一本釣    | 遠洋かつお       |           | —      | —       |
|               |               | 近海かつお       |           | —      | —       |
|               |               | 沿岸かつお       |           | —      | 668     |
|               | いか釣           | 遠 洋         |           | —      | —       |
|               |               | 近 海         |           | —      | —       |
|               |               | 沿 岸         |           | —      | 9       |
|               | ひ き 縄 釣       |             |           | —      | 31      |
|               | そ の 他 の 釣     |             |           | 257    | 2, 009  |
| 採 貝 ・ 採 藻     |               |             |           | 507    | 2, 082  |
| そ の 他 の 漁 業   |               |             |           | x      | 576     |
| 漁 獲 量 合 計     |               |             |           | 3, 078 | 79, 699 |

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

「海面漁業生産統計調査（平成 29 年）」（総務省 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）  
より作成

表 3.2-6 魚種別漁獲量（平成 29 年）

（単位：t）

| 種 類       |             | 伊方町   | 愛媛県    |
|-----------|-------------|-------|--------|
| 魚 類       | ま ぐ ろ 類     | x     | 816    |
|           | か じ き 類     | —     | x      |
|           | か つ お 類     | 2     | 4,508  |
|           | さ め 類       | 6     | 108    |
|           | さ け ・ ま す 類 | —     | —      |
|           | こ の し ろ     | —     | 35     |
|           | に し ん       | —     | —      |
|           | い わ し 類     | 1,331 | 34,196 |
|           | あ じ 類       | 28    | 7,381  |
|           | さ ば 類       | 2     | 11,850 |
|           | さ ん ま       | —     | —      |
|           | ぶ り 類       | 96    | 2,010  |
|           | ひらめ・かれい類    | 9     | 610    |
|           | た ら 類       | —     | —      |
|           | ほ っ け       | —     | —      |
|           | き ち じ       | —     | —      |
|           | は た は た     | —     | —      |
|           | に ぎ す 類     | —     | x      |
|           | あ な ご 類     | 1     | 194    |
|           | た ち う お     | 178   | 1,077  |
|           | た い 類       | 39    | 1,536  |
|           | い さ き       | x     | 128    |
|           | さ わ ら 類     | 27    | 609    |
|           | す ず き 類     | 0     | 212    |
|           | い か な ご     | —     | 41     |
|           | あ ま だ い 類   | 2     | 13     |
|           | ふ ぐ 類       | 9     | 163    |
|           | そ の 他 の 魚 類 | 697   | 8,218  |
|           | 計           | 2,433 | 73,707 |
| え び 類     |             | 35    | 1,050  |
| か に 類     |             | 0     | 177    |
| お き あ み 類 |             | —     | —      |
| 貝 類       |             | 132   | 493    |
| い か 類     |             | 69    | 1,858  |
| た こ 類     |             | 7     | 280    |
| う に 類     |             | 4     | 22     |
| 海 産 ほ 乳 類 |             | —     | —      |
| その他の水産動物類 |             | 31    | 241    |
| 海 藻 類     |             | 366   | 1,872  |
| 漁 獲 量 合 計 |             | 3,078 | 79,699 |

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。

「海面漁業生産統計調査（平成 29 年）」（総務省 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成

#### (4) 工業

伊方町及び愛媛県の工業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

平成 29 年の製造品出荷額等は、伊方町では 475,113 万円となっている。

表 3.2-7 工業の状況（従業員 4 人以上）

| 区 分         | 伊方町     | 愛媛県         |
|-------------|---------|-------------|
| 事業所数（事業所）   | 14      | 2,152       |
| 従業者数（人）     | 270     | 77,264      |
| 製造品出荷額等（万円） | 475,113 | 417,849,497 |

注：事業所数及び従業者数は平成 30 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は平成 29 年 1 年間の数値である。

〔「平成 30 年工業統計調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕

#### (5) 商業

伊方町及び愛媛県の商業の状況は、表 3.2-8 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、伊方町では 3,727 百万円となっている。

表 3.2-8 商業の状況

| 業 種 | 区 分          | 伊方町   | 愛媛県       |
|-----|--------------|-------|-----------|
| 卸売業 | 事業所数（事業所）    | 13    | 3,456     |
|     | 従業者数（人）      | 67    | 27,825    |
|     | 年間商品販売額（百万円） | 1,662 | 2,332,819 |
| 小売業 | 事業所数（事業所）    | 103   | 10,709    |
|     | 従業者数（人）      | 259   | 71,082    |
|     | 年間商品販売額（百万円） | 2,065 | 1,471,569 |
| 合 計 | 事業所数（事業所）    | 116   | 14,165    |
|     | 従業者数（人）      | 326   | 98,907    |
|     | 年間商品販売額（百万円） | 3,727 | 3,804,387 |

注：事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

〔「平成 28 年経済センサス-活動調査（経済産業省 HP、  
閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕

### 3.2.2 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の状況

伊方町及び愛媛県の地目別土地利用の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-2 のとおりである。  
伊方町では山林の割合が最も多くなっている。

表 3.2-9 地目別土地利用の状況（平成 29 年 1 月 1 日現在）

（単位：km<sup>2</sup>、（ ）内は％）

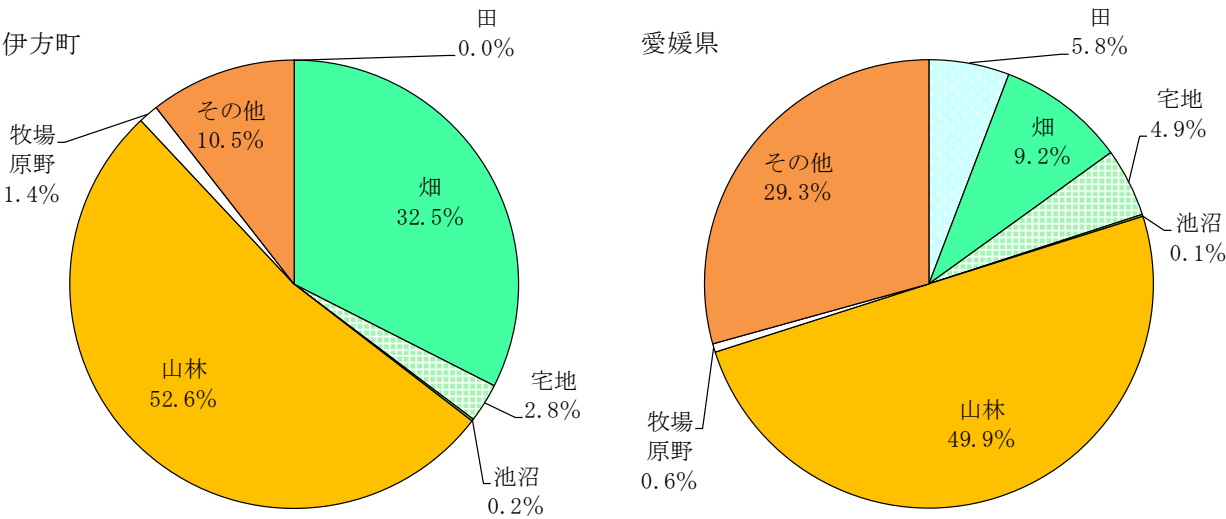
| 市   | 総数       | 田      | 畑      | 宅地     | 池沼    | 山林       | 牧場<br>原野 | その他      |
|-----|----------|--------|--------|--------|-------|----------|----------|----------|
| 伊方町 | 88.64    | 0.01   | 28.78  | 2.49   | 0.14  | 46.61    | 1.26     | 9.35     |
|     | (100.0)  | (0.0)  | (32.5) | (2.8)  | (0.2) | (52.6)   | (1.4)    | (10.5)   |
| 愛媛県 | 5,055.74 | 292.89 | 467.40 | 250.03 | 7.52  | 2,525.11 | 30.86    | 1,481.92 |
|     | (100.0)  | (5.8)  | (9.2)  | (4.9)  | (0.1) | (49.9)   | (0.6)    | (29.3)   |

注：1. 数値は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が 100 にならない場合がある。

3. 「0.0」は単位に満たないものを示す。

〔「愛媛県オープンデータカタログ」（愛媛県 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕



〔「愛媛県オープンデータカタログ」（愛媛県 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕

図 3.2-2 地目別土地利用の状況（平成 29 年 1 月 1 日現在）

## 2. 土地利用規制の状況

### (1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：平成 29 年 4 月 26 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

#### ① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲に都市地域は分布していない。

#### ② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

#### ③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

### (2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

### (3) 都市計画に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲に、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日）に基づく用途地域の指定はない。



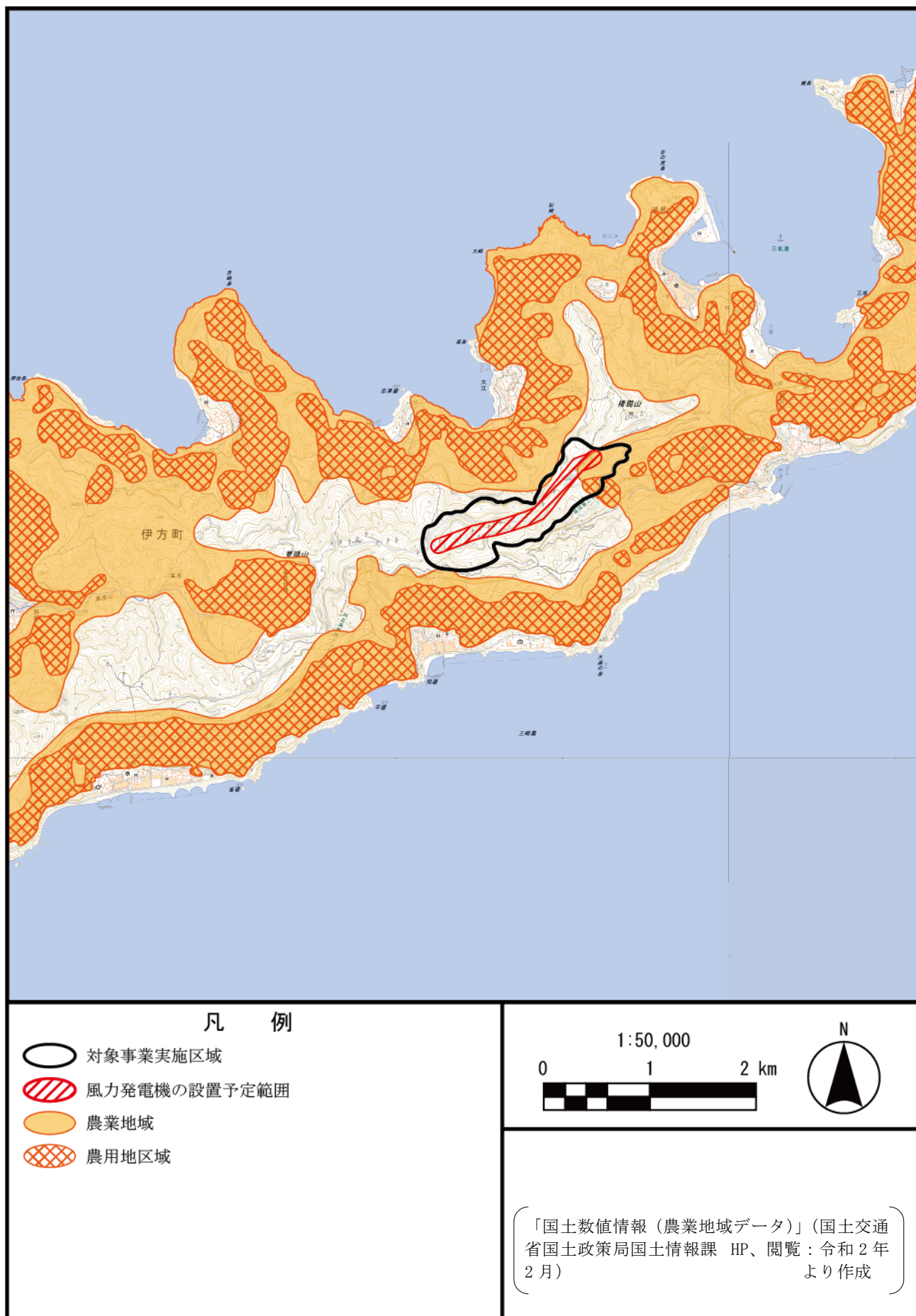


図 3.2-3 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

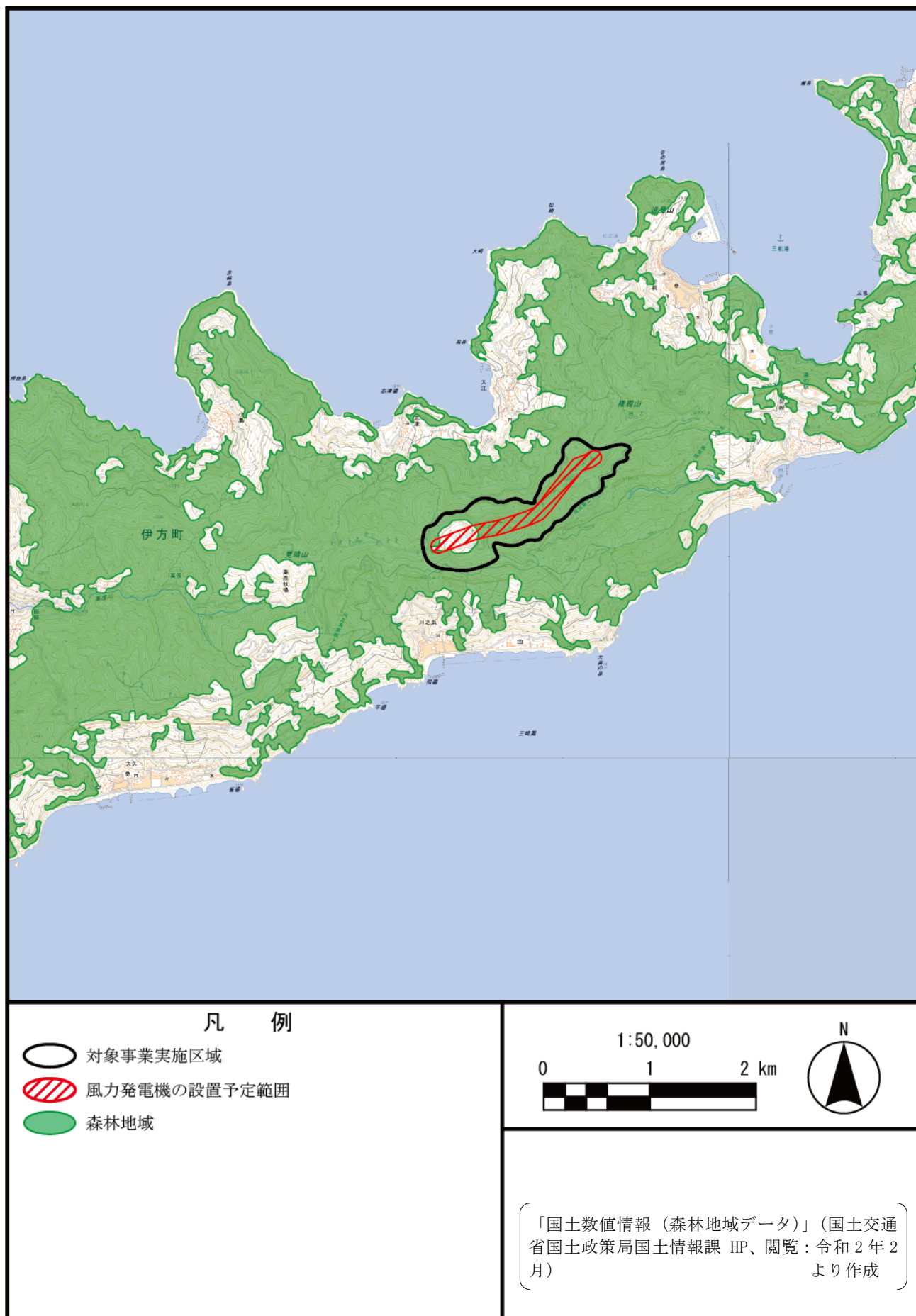


図 3.2-4 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川の利用状況

(1) 水道用水としての利用

伊方町における水道用水の取水状況は表 3.2-10 のとおりである。

伊方町へのヒアリングによると、対象事業実施区域及びその周囲においては表流水から取水をしており、取水地点は図 3.2-5 のとおりである。

表 3.2-10(1) 上水道事業の年間取水量（平成 29 年度末）

（単位：千 m<sup>3</sup>）

| 区分  | 事業主体名 | ダム直接 | ダム放流 | 湖水 | 自流  | 伏流 | 浅井戸 | 深井戸 | その他 | 浄水<br>受水 | 合計    |
|-----|-------|------|------|----|-----|----|-----|-----|-----|----------|-------|
| 上水道 | 伊方町   | －    | －    | －  | 117 | －  | －   | 332 | －   | 859      | 1,308 |

注：「－」は出典に記載がないことを示す。

〔「えひめの水道」（愛媛県 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕

表 3.2-10(2) 専用水道の年間取水量（平成 29 年度末）

（単位：m<sup>3</sup>）

| 町   | 設置箇所数 | 表流水 | 伏流水 | 浅井戸 | 深井戸 | 湧水 | 受水     | その他 | 合計     |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|----|--------|-----|--------|
| 伊方町 | 1     | －   | －   | －   | －   | －  | 10,667 | －   | 10,667 |

注：「－」は出典に記載がないことを示す。

〔「えひめの水道」（愛媛県 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕

(2) 漁業による利用

対象事業実施区域の周囲の河川及び湖沼において、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和元年 5 月 15 日）に基づく内水面漁業権は設定されていない。

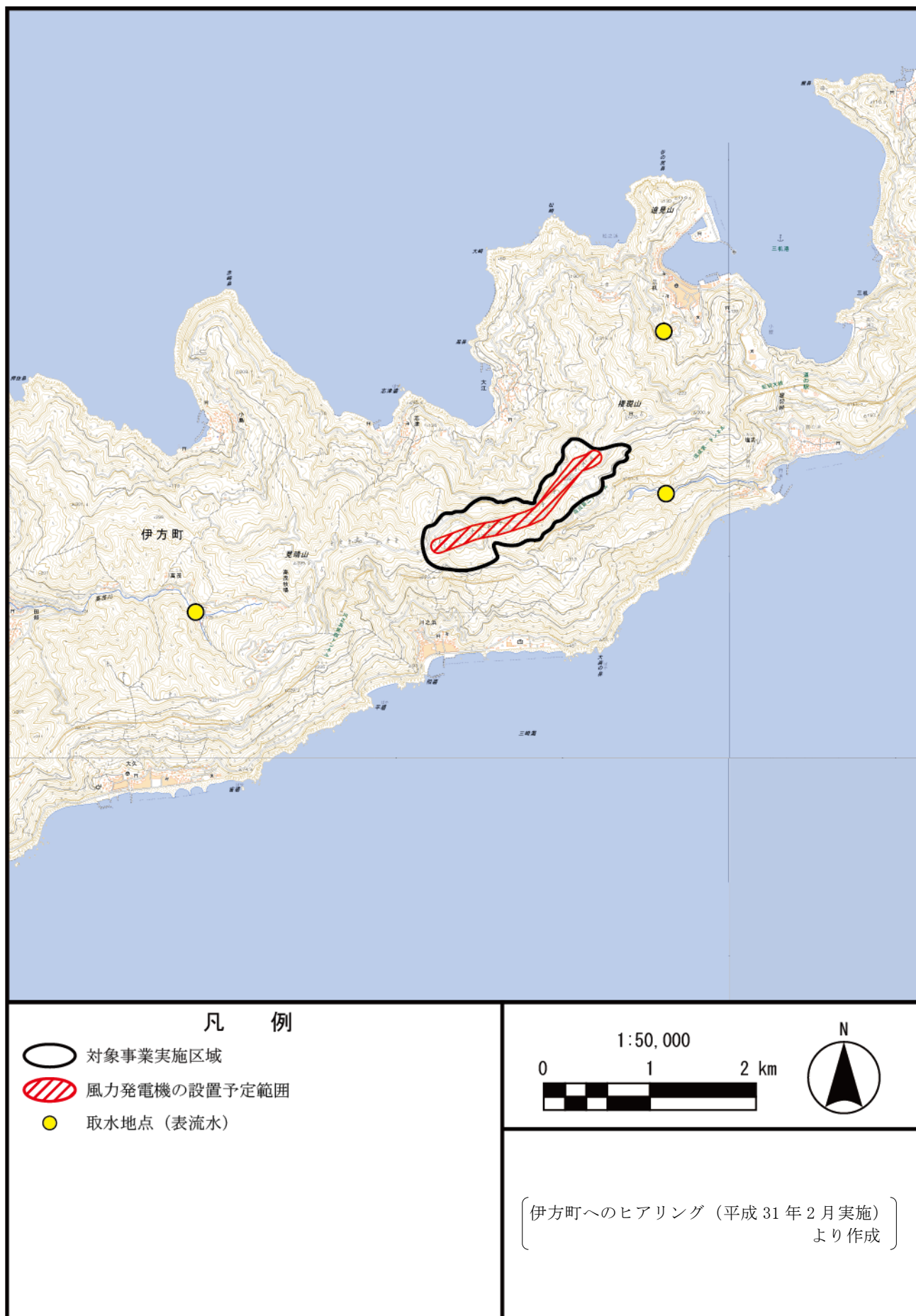


図 3.2-5 水道水の取水地点



## 2. 海域の利用状況

### (1) 港湾の利用状況

対象事業実施区域の周囲における港湾の状況は表 3. 2-11 及び図 3. 2-6 のとおりであり、三机港が指定されている。

表 3. 2-11 港湾の状況

| 港湾種別 | 港湾名 |
|------|-----|
| 地方港湾 | 三机  |

〔「海しる 海洋状況表示システム」(海上保安庁 HP、  
閲覧：令和 2 年 2 月)より作成〕

### (2) 漁港の利用状況

対象事業実施区域の周囲における漁港の状況は表 3. 2-12 及び図 3. 2-6 のとおりであり、足成漁港、西小島漁港、四ツ浜漁港及び塩成漁港がある。

表 3. 2-12 漁港の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

| 漁港種類  | 漁港名        | 所在地 | 漁港管理者 |
|-------|------------|-----|-------|
| 第 1 種 | 足成         | 伊方町 | 伊方町   |
| 第 1 種 | 西小島(小島地区)  | 伊方町 | 伊方町   |
| 第 1 種 | 西小島(志津地区)  | 伊方町 | 伊方町   |
| 第 1 種 | 西小島(大江地区)  | 伊方町 | 伊方町   |
| 第 1 種 | 西小島(松之浜地区) | 伊方町 | 伊方町   |
| 第 1 種 | 四ツ浜(大久地区)  | 伊方町 | 伊方町   |
| 第 1 種 | 四ツ浜(川之浜地区) | 伊方町 | 伊方町   |
| 第 1 種 | 塩成         | 伊方町 | 伊方町   |

注：漁港種類は以下のとおりである。

第 1 種：その利用が地元の漁業を主とするもの

〔「漁港一覧（平成 31 年 4 月 1 日現在）」（水産庁 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕

### (3) 漁業区域の状況

対象事業実施区域の周囲の海域には、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和元年 5 月 15 日）に基づき表 3. 2-13 及び図 3. 2-7 のとおり海面漁業権が設定されている。

表 3. 2-13 海面漁業権の内容

| 種別    | 免許番号      | 漁業種類                                                                                    |
|-------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 区画漁業権 | 伊区第 3 号   | 第 1 種：真珠                                                                                |
|       | 伊区第 4 号   | 第 1 種：真珠                                                                                |
| 共同漁業権 | 伊共第 111 号 | 第 1 種：貝類漁業 10 件（さざえ、あさり等）、藻類漁業 6 件（てんぐさ、あおさ等）、その他漁業 5 件（たこ、うに等）<br>第 2 種：雑魚小型定置漁業       |
|       | 伊共第 112 号 | 第 2 種：雑魚建網漁業                                                                            |
|       | 宇共第 3 号   | 第 1 種：貝類漁業 8 件（さざえ、あわび等）、藻類漁業 7 件（てんぐさ、ひじき等）、その他漁業 5 件（たこ、うに等）<br>第 2 種：雑魚小型定置漁業、雑魚建網漁業 |

〔「海しる 海洋状況表示システム」(海上保安庁 HP、閲覧：令和 2 年 2 月)より作成〕

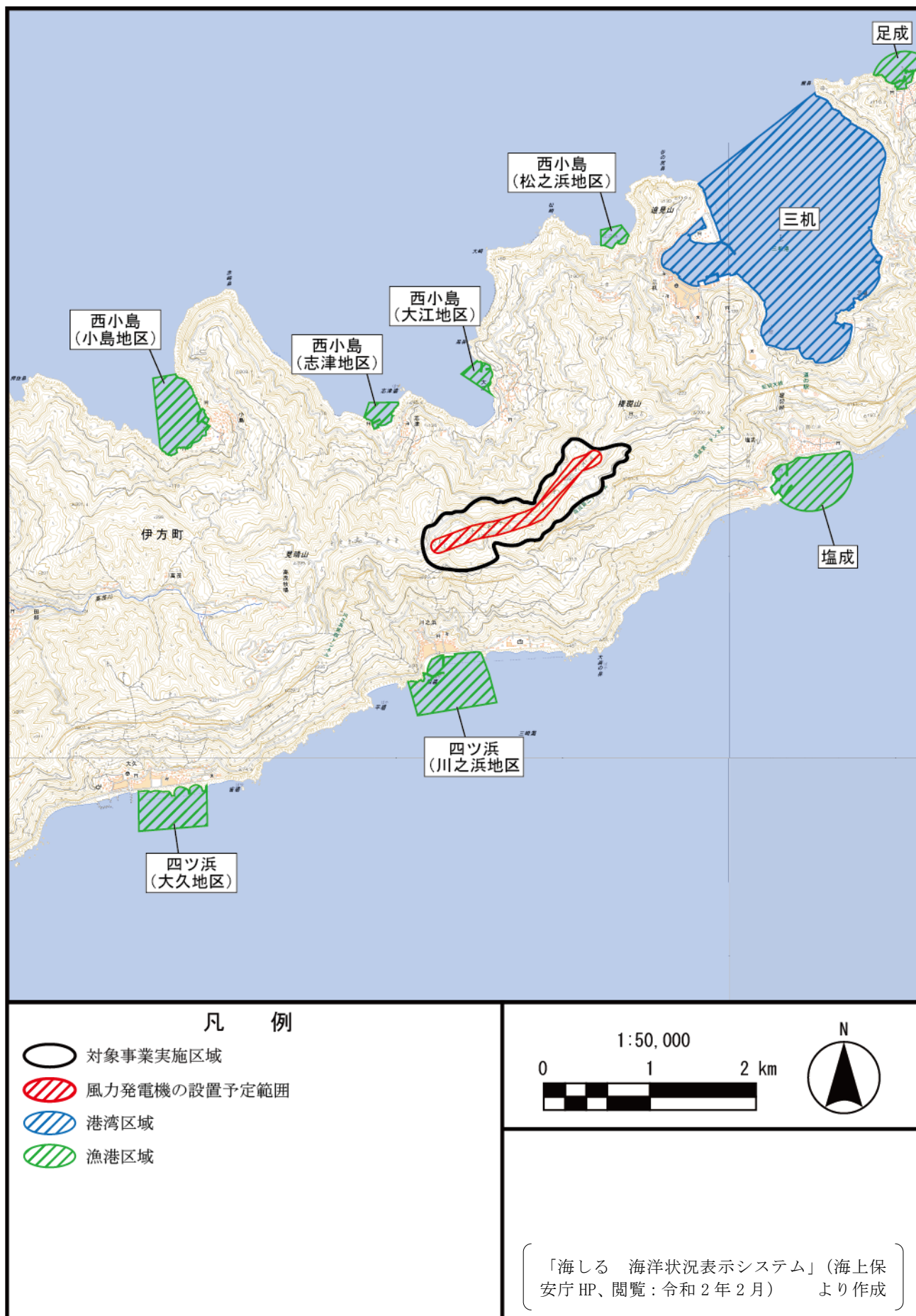


図 3.2-6 港湾及び漁港の状況

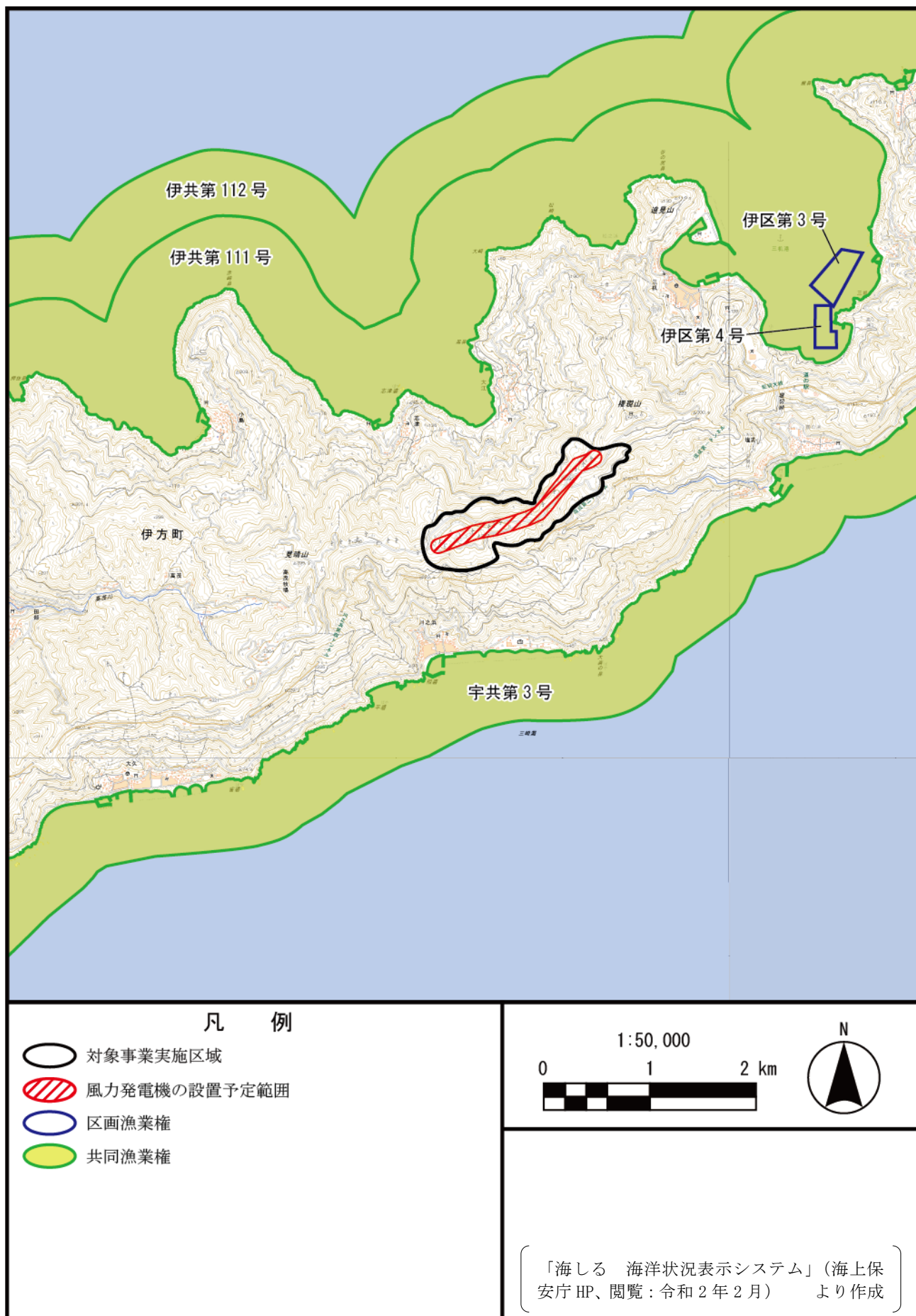


図 3.2-7 海面漁業権の状況

3. 地下水の利用状況

(1) 水道用水としての利用

伊方町における水道用水の取水状況は表 3. 2-10 のとおりである。

3. 2. 4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3. 2-8 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に一般国道 197 号、一般県道 254 号（三机港線）及び一般県道 255 号（鳥井喜木津線）が通っている。

平成 27 年度の交通量調査結果は表 3. 2-14、観測区間は図 3. 2-8 のとおりである。

表 3. 2-14 主要な道路の交通状況（平成 27 年度）

（単位：台）

| 路線名                    | 番号 | 交通量調査区間    |            | 交通量           |               |
|------------------------|----|------------|------------|---------------|---------------|
|                        |    | 起点側        | 終点側        | 昼間 12 時間      | 24 時間         |
| 一般国道 197 号             | ①  | 八幡浜市・伊方町境  | 三机港線       | 3, 225        | 3, 935        |
|                        | ②  | 三机港線       | 鳥井喜木津線     | 2, 281        | 2, 714        |
| 一般県道 254 号<br>（三机港線）   | ③  | 鳥井喜木津線     | 一般国道 197 号 | <u>1, 054</u> | <u>1, 275</u> |
| 一般県道 255 号<br>（鳥井喜木津線） | ④  | 一般国道 197 号 | 三机港線       | <u>219</u>    | <u>239</u>    |
|                        | ⑤  | 三机港線       | その他道路      | 283           | 308           |

- 注：1. 表中の番号は、図 3. 2-8 中の番号に対応する。
2. 昼間 12 時間観測の時間帯は午前 7 時～午後 7 時、24 時間観測の時間帯は午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時である。
3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。
- 昼間 12 時間交通量：平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間から推定している。
- 24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定している。
- 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」  
（国土交通省 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）
- より作成





図 3.2-8 主要な道路の状況

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は表 3.2-15 及び図 3.2-9 のとおりである。なお、対象事業実施区域内にはこれらの環境保全上配慮すべき施設は分布していない。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-9 のとおりであり、風力発電機の設置予定範囲から最寄りの住居までの距離は約 0.4km である。

表 3.2-15 環境保全上配慮すべき施設

| 区 分    | 名 称                                | 所在地             |
|--------|------------------------------------|-----------------|
| 小学校    | 三机小学校                              | 伊方町三机乙 2515     |
|        | 大久小学校                              | 伊方町大久 1638 番地   |
| 中学校    | 瀬戸中学校                              | 伊方町三机 3305 番地 1 |
| 医療機関   | 伊方町国民健康保険大久出張診療所                   | 伊方町大久 1667 番地   |
|        | 伊方町国民健康保険瀬戸診療所                     | 伊方町三机乙 2587 番地  |
| 保育所    | 三机保育所                              | 伊方町三机乙 1829 番地  |
|        | 大久保育所                              | 伊方町大久 1391 番地 1 |
| 社会福祉施設 | グループホーム瀬戸あいじゅ                      | 伊方町川之浜 594 番地   |
|        | 特別養護老人ホーム瀬戸あいじゅ                    | 伊方町川之浜 594 番地   |
|        | 瀬戸グループリビング（ほのぼの苑）                  | 伊方町大江 1738 番外   |
|        | 瀬戸デイサービスセンター                       | 伊方町三机乙 1087 番 1 |
|        | 瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設<br>（グループホーム かざぐるま） | 伊方町大久 1391 番 1  |

〔「地図でさがす」（伊方町 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕

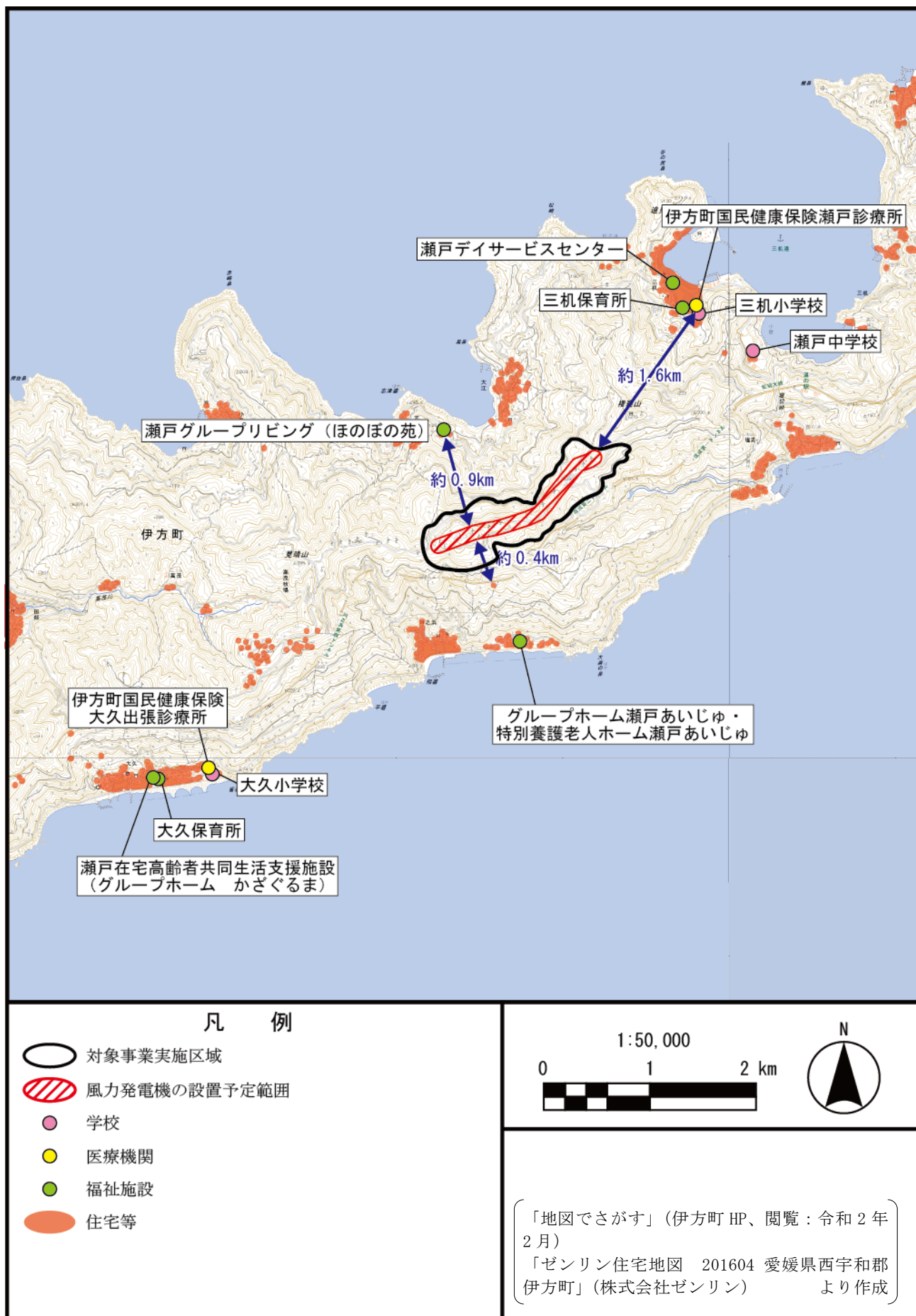


図 3.2-9 環境保全上配慮すべき施設の配置の状況及び住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

伊方町及び愛媛県における下水道等による汚水処理の普及状況は表 3.2-16 のとおりである。

平成 30 年度末の伊方町における下水道処理人口普及率は 42.0％であり、汚水処理人口普及率は 61.1％となっている。

表 3.2-16 汚水処理人口普及状況（平成 30 年度末）

| 区分  | 行政人口<br>(人) | 汚水処理人口（人） |         |                    |                    |              |                     |             | 下水道<br>処理人口<br>普及率<br>(%) | 汚水<br>処理人口<br>普及率<br>(%) |
|-----|-------------|-----------|---------|--------------------|--------------------|--------------|---------------------|-------------|---------------------------|--------------------------|
|     |             | 計         | 下水道     | 農業集落<br>排水処理<br>施設 | 漁業集落<br>排水処理<br>施設 | 簡易排水<br>処理施設 | コミュニ<br>ティ・<br>プラント | 合併処理<br>浄化槽 |                           |                          |
| 伊方町 | 9,265       | 5,665     | 3,888   | —                  | 774                | —            | 52                  | 951         | 42.0                      | 61.1                     |
| 愛媛県 | 1,374,948   | 1,088,966 | 751,058 | 35,322             | 3,531              | 32           | 788                 | 298,235     | 54.6                      | 79.2                     |

注：1. 「—」は実績がないものを示す。  
2. 行政人口は、平成 31 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による。  
3. 普及率＝処理人口／行政人口（％）  
〔「平成 30 年度末愛媛県内汚水処理人口普及率について」、「えひめの下水道」  
（愛媛県 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

伊方町及び愛媛県における一般廃棄物（ごみ）の処理状況は表 3.2-17 のとおりである。

平成 29 年度のごみ総排出量は、伊方町では 2,805t となっている。

表 3.2-17 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（平成 29 年度）

| 区分            |               | 伊方町   | 愛媛県     |
|---------------|---------------|-------|---------|
| ごみ総排出量        | 計画収集量(t)      | 2,654 | 382,259 |
|               | 直接搬入量(t)      | 151   | 68,385  |
|               | 集団回収量(t)      | 0     | 9,145   |
|               | 合計(t)         | 2,805 | 459,789 |
| ごみ処理量         | 直接焼却量(t)      | 2,060 | 348,907 |
|               | 直接最終処分量(t)    | 235   | 9,236   |
|               | 焼却以外の中間処理量(t) | 185   | 75,091  |
|               | 直接資源化量(t)     | 309   | 14,821  |
|               | 合計(t)         | 2,789 | 448,055 |
| 中間処理後再生利用量(t) |               | 145   | 58,065  |
| リサイクル率(%)     |               | 16.3  | 17.9    |
| 最終処分量(t)      |               | 479   | 44,536  |

注：リサイクル率：（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）/（ごみ処理量+集団回収量）×100  
〔「平成 29 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕

## 2. 産業廃棄物の状況

愛媛県における平成 26 年度の産業廃棄物の処理状況は、表 3.2-18 のとおりである。

また、対象事業実施区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-19、立地状況は図 3.2-10 のとおりであり、中間処理施設 51 か所、最終処分場 8 か所となっている。

表 3.2-18 産業廃棄物の処理状況（平成 26 年度）

（単位：千 t）

| 県   | 発生量   | 排出量   | 減量化量  | 資源化量  |      |       | その他量 | 最終処分量 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|
|     |       |       |       | 合計    | 有償物量 | 再生利用量 |      |       |
| 愛媛県 | 7,696 | 7,526 | 4,949 | 2,423 | 170  | 2,253 | 50   | 274   |

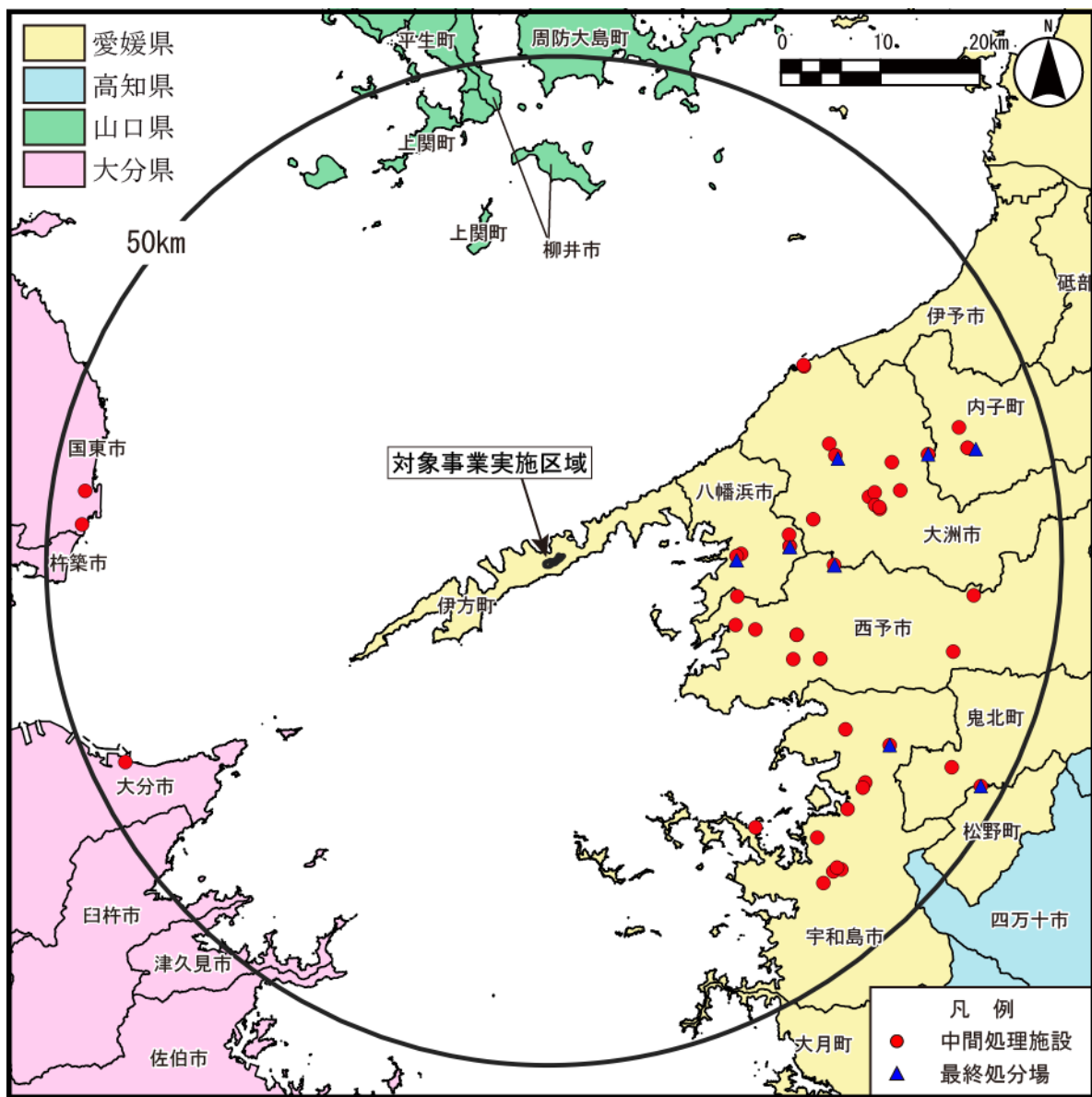
〔「令和元年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和元年）より作成〕

表 3.2-19 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

（単位：か所）

| 県   | 市町   | 中間処理施設 | 最終処分場 |
|-----|------|--------|-------|
| 愛媛県 | 宇和島市 | 11     | 1     |
|     | 八幡浜市 | 6      | 2     |
|     | 大洲市  | 14     | 2     |
|     | 西予市  | 12     | 1     |
|     | 内子町  | 3      | 1     |
|     | 鬼北町  | 2      | 1     |
| 大分県 | 大分市  | 1      | 0     |
|     | 国東市  | 2      | 0     |
| 合 計 |      | 51     | 8     |

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕



「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、  
閲覧：令和2年2月）より作成

図 3.2-10 産業廃棄物処理施設の分布状況（50km 範囲）



### 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

##### (1) 環境基準

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2-20(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表 3.2-20(2)の基準がそれぞれ定められている。

表 3.2-20(1) 大気汚染に係る環境基準

| 物 質       | 環境上の条件                                                                              |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 二酸化いおう    | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。                              |
| 一酸化炭素     | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。                        |
| 浮遊粒子状物質   | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |
| 二酸化窒素     | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。                               |
| 光化学オキシダント | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。                                                             |
| 微小粒子状物質   | 1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。         |

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。  
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。  
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。  
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）より作成



表 3.2-20(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

| 物 質                                                                                                                                                                                           | 環境上の条件                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| ベンゼン                                                                                                                                                                                          | 1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |
| トリクロロエチレン                                                                                                                                                                                     | 1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。  |
| テトラクロロエチレン                                                                                                                                                                                    | 1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。   |
| ジクロロメタン                                                                                                                                                                                       | 1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。  |
| 備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。<br>2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 |                                         |
| 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日）より作成                                                                                                                       |                                         |

## ② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき定められており、その内容は表 3.2-21 のとおりである。

愛媛県では 10 市 1 町で環境基準の類型をあてはめる地域が指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲が位置する伊方町には指定地域はない。

表 3.2-21(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

| 地域の類型  | 基 準 値               |                     |
|--------|---------------------|---------------------|
|        | 昼 間<br>(6:00～22:00) | 夜 間<br>(22:00～6:00) |
| AA     | 50 デシベル以下           | 40 デシベル以下           |
| A 及び B | 55 デシベル以下           | 45 デシベル以下           |
| C      | 60 デシベル以下           | 50 デシベル以下           |

注：類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域。愛媛県では地域指定していない。

類型 A：専ら住民の用に供される地域。

類型 B：主として住民の用に供される地域。

類型 C：相当数の住民と併せて商業、工業等の用に供される地域。

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）

「令和元年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和元年）より作成

表 3.2-21 (2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

| 地 域 の 区 分                                                                                                              | 基 準 値               |                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
|                                                                                                                        | 昼 間<br>(6:00～22:00) | 夜 間<br>(22:00～6:00) |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域                                                                                          | 60 デシベル以下           | 55 デシベル以下           |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域                                                                  | 65 デシベル以下           | 60 デシベル以下           |
| 備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。 |                     |                     |

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、  
最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-21 (3) 騒音に係る環境基準  
（幹線交通を担う道路に近接する空間）

| 基 準 値                                                                                                               |                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 昼 間<br>(6:00～22:00)                                                                                                 | 夜 間<br>(22:00～6:00) |
| 70 デシベル以下                                                                                                           | 65 デシベル以下           |
| 備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。 |                     |

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、  
最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）より作成

### ③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-22 のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-23～表 3.2-25 のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに、利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲における類型指定状況は図 3.2-11 のとおりであり、伊予灘一般及び宇和海一般が海域 A 類型、Ⅱ類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-26 のとおりであり、すべての地下水について定められている。

表 3. 2-22 人の健康の保護に関する環境基準

| 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 基 準 値         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| カドミウム                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0.003mg/L 以下  |
| 全シアン                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 検出されないこと      |
| 鉛                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 0.01mg/L 以下   |
| 六価クロム                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0.05mg/L 以下   |
| 砒素                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.01mg/L 以下   |
| 総水銀                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 検出されないこと      |
| PCB                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 検出されないこと      |
| ジクロロメタン                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 0.02mg/L 以下   |
| 四塩化炭素                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0.002mg/L 以下  |
| 1,2-ジクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0.004mg/L 以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 0.1mg/L 以下    |
| シス-1,2-ジクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 0.04mg/L 以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1 mg/L 以下     |
| 1,1,2-トリクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 0.006mg/L 以下  |
| トリクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 0.01mg/L 以下   |
| テトラクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 0.01mg/L 以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 0.002mg/L 以下  |
| チウラム                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 0.006mg/L 以下  |
| シマジン                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 0.003mg/L 以下  |
| チオベンカルブ                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 0.02mg/L 以下   |
| ベンゼン                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 0.01mg/L 以下   |
| セレン                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 0.01mg/L 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10 mg/L 以下    |
| ふっ素                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 0.8mg/L 以下    |
| ほう素                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 1 mg/L 以下     |
| 1,4-ジオキサン                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 0.05mg/L 以下   |
| 備考:1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。<br>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。<br>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。<br>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 |               |

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日)  
より作成

表 3.2-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

| 項目<br>類型                                                                        | 利用目的の適応性                                   | 基 準 値            |                         |                         |               |                       |
|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------|-------------------------|-------------------------|---------------|-----------------------|
|                                                                                 |                                            | 水素イオン<br>濃度 (pH) | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>量 (SS)          | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌群数                 |
| AA                                                                              | 水道 1 級<br>自然環境保全及び<br>A 以下の欄に掲げるもの         | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 1mg/L 以下                | 25mg/L 以下               | 7.5mg/L 以上    | 50MPN/<br>100mL 以下    |
| A                                                                               | 水道 2 級<br>水産 1 級<br>水 浴<br>及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 2mg/L 以下                | 25mg/L 以下               | 7.5mg/L 以上    | 1,000MPN/<br>100mL 以下 |
| B                                                                               | 水道 3 級<br>水産 2 級<br>及び C 以下の欄に掲げるもの        | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 3mg/L 以下                | 25mg/L 以下               | 5mg/L 以上      | 5,000MPN/<br>100mL 以下 |
| C                                                                               | 水産 3 級<br>工業用水 1 級<br>及び D 以下の欄に掲げるもの      | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 5mg/L 以下                | 50mg/L 以下               | 5mg/L 以上      | —                     |
| D                                                                               | 工業用水 2 級<br>農業用水<br>及び E の欄に掲げるもの          | 6.0 以上<br>8.5 以下 | 8mg/L 以下                | 100mg/L 以下              | 2mg/L 以上      | —                     |
| E                                                                               | 工業用水 3 級<br>環境保全                           | 6.0 以上<br>8.5 以下 | 10mg/L 以下               | ごみ等の<br>浮遊が認め<br>られないこと | 2mg/L 以上      | —                     |
| 備考：1. 基準値は、日間平均値とする。<br>2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 |                                            |                  |                         |                         |               |                       |

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$ —中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

| 項目<br>類型          | 水生生物の生息状況の適応性                                                     | 基 準 値       |               |                      |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------|---------------|----------------------|
|                   |                                                                   | 全亜鉛         | ノニルフェノール      | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生 物 A             | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                            | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下  | 0.03mg/L 以下          |
| 生物特 A             | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域        | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下          |
| 生 物 B             | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                               | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下  | 0.05mg/L 以下          |
| 生物特 B             | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下  | 0.04mg/L 以下          |
| 備考：基準値は、年間平均値とする。 |                                                                   |             |               |                      |

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-24(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目<br>類型                                                                                                                                                                                                        | 利用目的の適応性                                      | 基 準 値            |                |                 |            |                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------|----------------|-----------------|------------|-----------------------|
|                                                                                                                                                                                                                 |                                               | 水素イオン濃度 (pH)     | 化学的酸素要求量 (COD) | 浮遊物質濃度 (SS)     | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数                 |
| AA                                                                                                                                                                                                              | 水道 1 級<br>水産 1 級<br>自然環境保全<br>及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 1mg/L 以下       | 1mg/L 以下        | 7.5mg/L 以上 | 50MPN/<br>100mL 以下    |
| A                                                                                                                                                                                                               | 水道 2、3 級<br>水産 2 級<br>水 浴<br>及び B 以下の欄に掲げるもの  | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 3mg/L 以下       | 5mg/L 以下        | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/<br>100mL 以下 |
| B                                                                                                                                                                                                               | 水産 3 級<br>工業用水 1 級<br>農業用水<br>及び C の欄に掲げるもの   | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 5mg/L 以下       | 15mg/L 以下       | 5mg/L 以上   | —                     |
| C                                                                                                                                                                                                               | 工業用水 2 級<br>環境保全                              | 6.0 以上<br>8.5 以下 | 8mg/L 以下       | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/L 以上   | —                     |
| 備考：1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。<br>2. 基準値は、日間平均値とする。<br>3. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。<br>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質濃度の項目の基準値は適用しない。 |                                               |                  |                |                 |            |                       |

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目<br>類型                                                                                                                                                                                                                         | 利用目的の適応性                                           | 基準値        |              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------|--------------|
|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                    | 全窒素        | 全リン          |
| I                                                                                                                                                                                                                                | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの                                | 0.1mg/L 以下 | 0.005mg/L 以下 |
| Ⅱ                                                                                                                                                                                                                                | 水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。）<br>水産 1 種<br>水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下  |
| Ⅲ                                                                                                                                                                                                                                | 水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの                         | 0.4mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下  |
| Ⅳ                                                                                                                                                                                                                                | 水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの                                  | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下  |
| Ⅴ                                                                                                                                                                                                                                | 水産 3 種<br>工業用水<br>農業用水<br>環境保全                     | 1mg/L 以下   | 0.1mg/L 以下   |
| 備考：1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。<br>2. 基準値は、年間平均値とする。<br>3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。<br>4. 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。 |                                                    |            |              |

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-24(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目<br>類型          | 水生生物の生息状況の適応性                                                     | 基準値         |               |                      |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------|---------------|----------------------|
|                   |                                                                   | 全亜鉛         | ノニルフェノール      | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A              | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                            | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下  | 0.03mg/L 以下          |
| 生物特 A             | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域        | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下          |
| 生物 B              | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                               | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下  | 0.05mg/L 以下          |
| 生物特 B             | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下  | 0.04mg/L 以下          |
| 備考：基準値は、年間平均値とする。 |                                                                   |             |               |                      |

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-24(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目<br>類型          | 水生生物が生息・再生産する場の適応性                                                                             | 基準値        |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|                   |                                                                                                | 底層溶存酸素量    |
| 生 物 1             | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域                 | 4.0mg/L 以上 |
| 生 物 2             | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L 以上 |
| 生 物 3             | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域     | 2.0mg/L 以上 |
| 備考：基準値は、日間平均値とする。 |                                                                                                |            |

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-25(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

| 項目<br>類型                                                  | 利用目的の適応性                                  | 基 準 値            |                       |               |                       |                         |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------|-----------------------|---------------|-----------------------|-------------------------|
|                                                           |                                           | 水素イオン<br>濃度 (pH) | 化学的酸素<br>要求量<br>(COD) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌群数                 | n-ヘキサン抽出<br>物質（油分<br>等） |
| A                                                         | 水産 1 級<br>水 浴<br>自然環境保全及び<br>B 以下の欄に掲げるもの | 7.8 以上<br>8.3 以下 | 2mg/L 以下              | 7.5mg/L 以上    | 1,000MPN/<br>100mL 以下 | 検出されない<br>こと            |
| B                                                         | 水産 2 級<br>工業用水及び<br>C の欄に掲げるもの            | 7.8 以上<br>8.3 以下 | 3mg/L 以下              | 5mg/L 以上      | —                     | 検出されない<br>こと            |
| C                                                         | 環境保全                                      | 7.0 以上<br>8.3 以下 | 8mg/L 以下              | 2mg/L 以上      | —                     | —                       |
| 備考：1. 基準値は、日間平均値とする。                                      |                                           |                  |                       |               |                       |                         |
| 2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。 |                                           |                  |                       |               |                       |                         |

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕



表 3.2-25(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

| 項目<br>類型                                                                     | 利用目的の適応性                                    | 基準値        |             |
|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------|-------------|
|                                                                              |                                             | 全窒素        | 全リン         |
| I                                                                            | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）       | 0.2mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| Ⅱ                                                                            | 水産 1 種<br>水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。） | 0.3mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| Ⅲ                                                                            | 水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）               | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| Ⅳ                                                                            | 水産 3 種<br>工業用水<br>生物生息環境保全                  | 1mg/L 以下   | 0.09mg/L 以下 |
| 備考：1. 基準値は、年間平均値とする。<br>2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。 |                                             |            |             |

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-25(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

| 項目<br>類型          | 水生生物の生息状況の適応性                                   | 基準値         |               |                          |
|-------------------|-------------------------------------------------|-------------|---------------|--------------------------|
|                   |                                                 | 全亜鉛         | ノニルフェノール      | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸<br>及びその塩 |
| 生物 A              | 水生生物の生息する水域                                     | 0.02mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下  | 0.01mg/L 以下              |
| 生物特 A             | 生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L 以下 | 0.0007mg/L 以下 | 0.006mg/L 以下             |
| 備考：基準値は、年間平均値とする。 |                                                 |             |               |                          |

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-25(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

| 項目<br>類型          | 水生生物が生息・再生産する場の適応性                                                                             | 基準値        |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|                   |                                                                                                | 底層溶存酸素量    |
| 生物 1              | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域                 | 4.0mg/L 以上 |
| 生物 2              | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L 以上 |
| 生物 3              | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域     | 2.0mg/L 以上 |
| 備考：基準値は、日間平均値とする。 |                                                                                                |            |

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

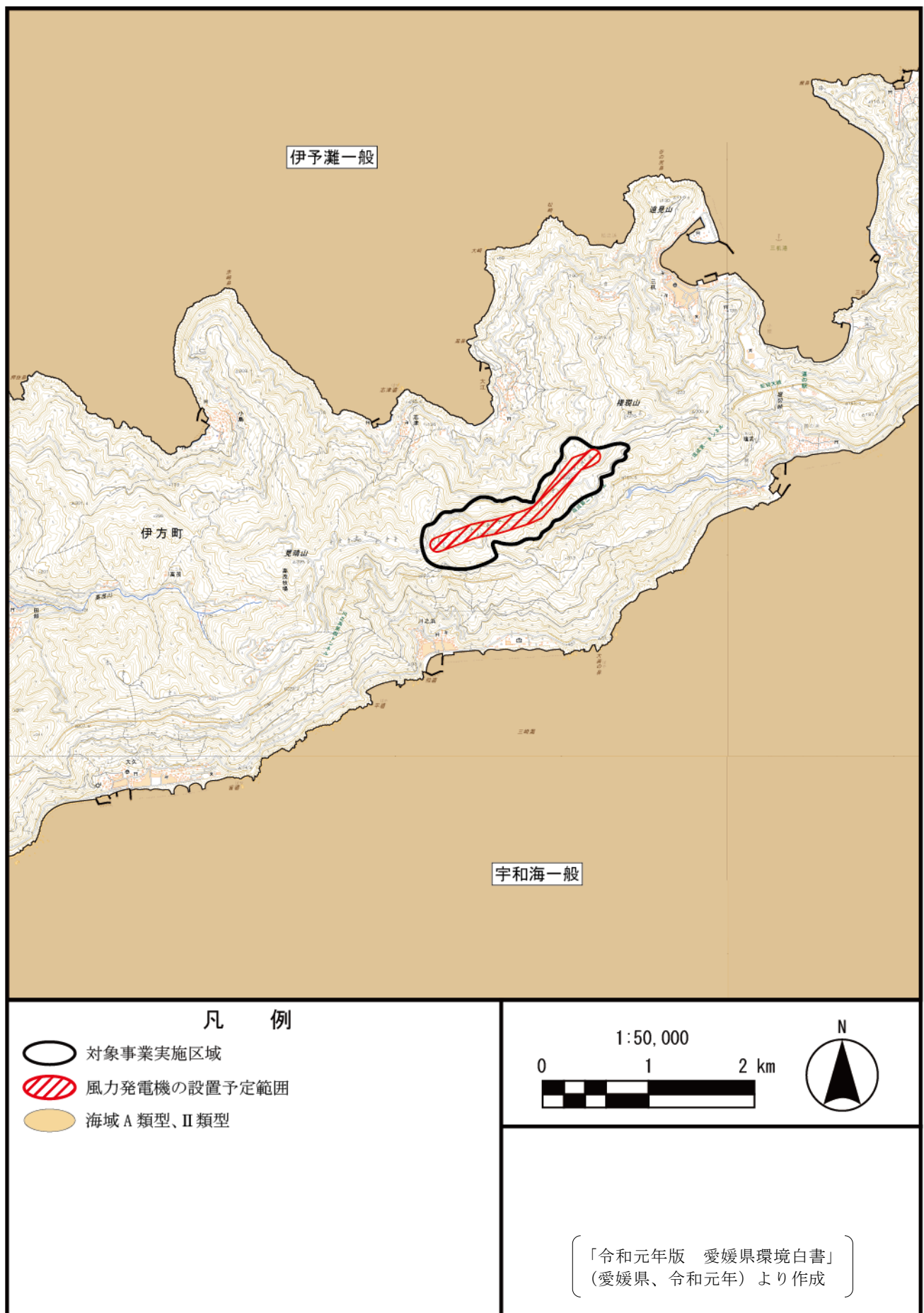


図 3.2-11 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 基 準 値         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| カドミウム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.003mg/L 以下  |
| 全シアン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 検出されないこと      |
| 鉛                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 0.01mg/L 以下   |
| 六価クロム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.05mg/L 以下   |
| 砒素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 0.01mg/L 以下   |
| 総水銀                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 検出されないこと      |
| PCB                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 検出されないこと      |
| ジクロロメタン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 0.02mg/L 以下   |
| 四塩化炭素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.002mg/L 以下  |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 0.002mg/L 以下  |
| 1,2-ジクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 0.004mg/L 以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 0.1mg/L 以下    |
| 1,2-ジクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 0.04mg/L 以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1 mg/L 以下     |
| 1,1,2-トリクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0.006mg/L 以下  |
| トリクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 0.01mg/L 以下   |
| テトラクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 0.01mg/L 以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 0.002mg/L 以下  |
| チウラム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 0.006mg/L 以下  |
| シマジン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 0.003mg/L 以下  |
| チオベンカルブ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 0.02mg/L 以下   |
| ベンゼン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 0.01mg/L 以下   |
| セレン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 0.01mg/L 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 10mg/L 以下     |
| ふっ素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 0.8mg/L 以下    |
| ほう素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1 mg/L 以下     |
| 1,4-ジオキサン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 0.05mg/L 以下   |
| 備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。<br>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。<br>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。<br>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 |               |

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成

#### ④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-27 のとおりである。

表 3.2-27 土壌汚染に係る環境基準

| 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 環 境 上 の 条 件                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| カドミウム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。        |
| 全シアン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 検液中に検出されないこと。                                                      |
| 有機磷                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 検液中に検出されないこと。                                                      |
| 鉛                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                                          |
| 六価クロム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。                                          |
| 砒素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。                                        |
| アルキル水銀                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 検液中に検出されないこと。                                                      |
| PCB                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 検液中に検出されないこと。                                                      |
| 銅                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。                           |
| ジクロロメタン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。                                          |
| 四塩化炭素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。                                         |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。                                         |
| 1,2-ジクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること。                                         |
| 1,1-ジクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること。                                           |
| 1,2-ジクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること。                                          |
| 1,1,1-トリクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 検液 1L につき 1mg 以下であること。                                             |
| 1,1,2-トリクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。                                         |
| トリクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 検液 1L につき 0.03mg 以下であること。                                          |
| テトラクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                                          |
| 1,3-ジクロロプロペン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。                                         |
| チウラム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。                                         |
| シマジン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること。                                         |
| チオベンカルブ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。                                          |
| ベンゼン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                                          |
| セレン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                                          |
| ふっ素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること。                                           |
| ほう素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 検液 1L につき 1mg 以下であること。                                             |
| 1,4-ジオキサン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。                                          |
| 備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。<br>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。<br>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。<br>4. 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。<br>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 |                                                                    |

注：環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

## ⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、表 3.2-28 のとおり定められている。

表 3.2-28 ダイオキシン類に係る環境基準

| 媒 体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 基 準 値                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 大気                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 |
| 水質（水底の底質を除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 1pg-TEQ/L 以下                |
| 水底の底質                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 150pg-TEQ/g 以下              |
| 土壌                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1,000pg-TEQ/g 以下            |
| 備考：1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。<br>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。<br>3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。<br>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。 |                             |

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日）より作成

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：平成 29 年 1 月 6 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、伊方町は 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設等は設置しない。

### ② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2-29～表 3.2-31 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲が位置する伊方町には規制地域はない。

表 3.2-29 特定工場等において発生する騒音の規制基準

| 時間の区分<br>区域の区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 朝<br>(6:00～8:00) | 昼間<br>(8:00～19:00) | 夕<br>(19:00～22:00) | 夜間<br>(22:00～6:00) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第 1 種区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 45 デシベル          | 50 デシベル            | 45 デシベル            | 45 デシベル            |
| 第 2 種区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 50 デシベル          | 60 デシベル            | 50 デシベル            | 45 デシベル            |
| 第 3 種区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 65 デシベル          | 65 デシベル            | 65 デシベル            | 50 デシベル            |
| 第 4 種区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 70 デシベル          | 70 デシベル            | 70 デシベル            | 60 デシベル            |
| 備考：第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。 |                  |                    |                    |                    |

注：基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。

〔「令和元年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和元年）より作成〕

表 3.2-30 騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の  
騒音の規制に関する規制基準

| 区域<br>の区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 作業の種類・名称 |                                  | 騒音<br>レベル        | 作業禁止時間               | 1日当たり<br>作業時間 | 連続<br>作業時間 | 作業<br>禁止日 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------|------------------|----------------------|---------------|------------|-----------|
| 第1号区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 特定建設作業   | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業        | 85<br>デシベル<br>以下 | 午後7時から翌日の<br>午前7時まで  | 10時間以内        | 6日以内       | 日曜日<br>休日 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | びょう打機を使用する作業                     |                  |                      |               |            |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | さく岩機を使用する作業                      |                  |                      |               |            |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | 空気圧縮機を使用する作業                     |                  |                      |               |            |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業   |                  |                      |               |            |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業    |                  |                      |               |            |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 特定作業     | ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く） | 80<br>デシベル<br>以下 | 午後9時から翌日の<br>午前6時まで  |               | 制限なし       | 制限なし      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | ハンマーを使用する板金又は製罐作業                |                  |                      |               |            |           |
| 第2号区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 特定建設作業   | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業        | 85<br>デシベル<br>以下 | 午後10時から翌日の<br>午前6時まで | 14時間以内        | 6日以内       | 日曜日<br>休日 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | びょう打機を使用する作業                     |                  |                      |               |            |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | さく岩機を使用する作業                      |                  |                      |               |            |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | 空気圧縮機を使用する作業                     |                  |                      |               |            |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業   |                  |                      |               |            |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業    |                  |                      |               |            |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 特定作業     | ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く） | 80<br>デシベル<br>以下 | 制限なし                 |               | 制限なし       | 制限なし      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | ハンマーを使用する板金又は製罐作業                |                  |                      |               |            |           |
| 備考： 1. 第1号区域は、騒音規制区域において区分された区域のうち、次に示す区域<br>(1) 第1種区域<br>(2) 第2種区域<br>(3) 第3種区域<br>(4) 第4種区域のうち学校教育法第1条に規制する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規制する診療所のうち患者を入院させるための収容施設を有する2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7号に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域。<br>2. 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。<br>3. 騒音レベルは、特定建設作業もしくは特定作業の敷地の境界線におけるものである。<br>4. 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。<br>(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。<br>(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。<br>(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。<br>(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。 |          |                                  |                  |                      |               |            |           |

〔令和元年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、令和元年）より作成〕



表 3.2-31 指定地域内における自動車騒音の要請限度

| 区域の区分 |                                                       | 時間の区分<br>昼間<br>(6:00～22:00) | 夜間<br>(22:00～6:00) |
|-------|-------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------|
| 1     | a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域                       | 65 デシベル                     | 55 デシベル            |
| 2     | a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域                         | 70 デシベル                     | 65 デシベル            |
| 3     | b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル                     | 70 デシベル            |

注：1. 区域の区分は、次のとおりである。

- a 区域：騒音環境基準に係る A 類型の地域
- b 区域：騒音環境基準に係る B 類型の地域
- c 区域：騒音環境基準に係る C 類型の地域

2. 騒音の評価は、等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) による。

3. 測定は、連続する 7 日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行い、時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価する。

〔「令和元年版 愛媛県環境白書」(愛媛県、令和元年) より作成〕

### ③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表 3.2-32～表 3.2-34 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲が位置する伊方町には規制地域はない。

表 3.2-32 特定工場等において発生する振動の規制基準

| 時間の区分<br>区域の区分 | 昼間<br>(8:00～19:00) | 夜間<br>(19:00～8:00) |
|----------------|--------------------|--------------------|
| 第 1 種区域        | 60 デシベル            | 55 デシベル            |
| 第 2 種区域        | 65 デシベル            | 60 デシベル            |

〔「令和元年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和元年）より作成〕

表 3.2-33 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

| 地域の区分 | 基準値           | 作業禁止時間                   | 1 日当たりの<br>作業時間 | 作業期間              | 作業禁止日         |
|-------|---------------|--------------------------|-----------------|-------------------|---------------|
| 1 号区域 | 75 デシベル<br>以下 | 午後 7 時から翌日の<br>午前 7 時まで  | 10 時間以内         | 連続 6 日を<br>超えないこと | 日曜日<br>その他の休日 |
| 2 号区域 |               | 午後 10 時から翌日の<br>午前 6 時まで | 14 時間以内         |                   |               |

注：1. 第 1 号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域

- (1) 第 1 種区域
- (2) 第 2 種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域
- (3) 第 2 種区域のうち学校教育法第 1 条に規制する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80 メートルの区域

2. 第 2 号区域は、指定地域のうち、上記第 1 号区域以外の区域

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）  
「令和元年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和元年）より作成〕

表 3.2-34 道路交通振動の要請限度

| 時間の区分<br>区域の区分 | 昼間<br>(8:00～19:00) | 夜間<br>(19:00～8:00) |
|----------------|--------------------|--------------------|
| 第 1 種区域        | 65 デシベル            | 60 デシベル            |
| 第 2 種区域        | 70 デシベル            | 65 デシベル            |

注：振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）  
「令和元年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和元年）より作成〕

#### ④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が定められており、それらの基準は表 3.2-35 のとおりである。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-35(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

| 有 害 物 質 の 種 類                                                                                                                                                                                                                                                               | 許 容 限 度                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| カドミウム及びその化合物                                                                                                                                                                                                                                                                | 0.03 mg Cd/L                     |
| シアン化合物                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1 mg CN/L                        |
| 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）                                                                                                                                                                                                                                   | 1 mg/L                           |
| 鉛及びその化合物                                                                                                                                                                                                                                                                    | 0.1 mg Pb/L                      |
| 六価クロム化合物                                                                                                                                                                                                                                                                    | 0.5 mg Cr(VI)/L                  |
| 砒素及びその化合物                                                                                                                                                                                                                                                                   | 0.1 mg As/L                      |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物                                                                                                                                                                                                                                                         | 0.005 mg Hg/L                    |
| アルキル水銀化合物                                                                                                                                                                                                                                                                   | 検出されないこと                         |
| ポリ塩化ビフェニル                                                                                                                                                                                                                                                                   | 0.003 mg/L                       |
| トリクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                   | 0.1 mg/L                         |
| テトラクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                  | 0.1 mg/L                         |
| ジクロロメタン                                                                                                                                                                                                                                                                     | 0.2 mg/L                         |
| 四塩化炭素                                                                                                                                                                                                                                                                       | 0.02 mg/L                        |
| 1,2-ジクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                                 | 0.04 mg/L                        |
| 1,1-ジクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                | 1 mg/L                           |
| シス-1,2-ジクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                             | 0.4 mg/L                         |
| 1,1,1-トリクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                              | 3 mg/L                           |
| 1,1,2-トリクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                              | 0.06 mg/L                        |
| 1,3-ジクロロプロペン                                                                                                                                                                                                                                                                | 0.02 mg/L                        |
| チウラム                                                                                                                                                                                                                                                                        | 0.06 mg/L                        |
| シマジン                                                                                                                                                                                                                                                                        | 0.03 mg/L                        |
| チオベンカルブ                                                                                                                                                                                                                                                                     | 0.2 mg/L                         |
| ベンゼン                                                                                                                                                                                                                                                                        | 0.1 mg/L                         |
| セレン及びその化合物                                                                                                                                                                                                                                                                  | 0.1 mg Se/L                      |
| ほう素及びその化合物                                                                                                                                                                                                                                                                  | 海域以外 10 mg B/L<br>海 域 230 mg B/L |
| ふっ素及びその化合物                                                                                                                                                                                                                                                                  | 海域以外 8 mg F/L<br>海 域 15 mg F/L   |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物                                                                                                                                                                                                                                               | (※) 100 mg/L                     |
| 1,4-ジオキサン                                                                                                                                                                                                                                                                   | 0.5 mg/L                         |
| 備考：1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。<br>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 |                                  |

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成〕

表 3. 2-35 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

| 項 目                        | 許 容 限 度                      |
|----------------------------|------------------------------|
| 水素イオン濃度（pH）                | 海域以外 5.8～8.6<br>海 域 5.0～9.0  |
| 生物化学的酸素要求量（BOD）            | 160mg/L（日間平均 120mg/L）        |
| 化学的酸素要求量（COD）              | 160mg/L（日間平均 120mg/L）        |
| 浮遊物質（SS）                   | 200mg/L（日間平均 150mg/L）        |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）    | 5mg/L                        |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） | 30mg/L                       |
| フェノール類含有量                  | 5mg/L                        |
| 銅含有量                       | 3mg/L                        |
| 亜鉛含有量                      | 2mg/L                        |
| 溶解性鉄含有量                    | 10mg/L                       |
| 溶解性マンガン含有量                 | 10mg/L                       |
| クロム含有量                     | 2mg/L                        |
| 大腸菌群数                      | 日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup> |
| 窒素含有量                      | 120mg/L（日間平均 60mg/L）         |
| 磷含有量                       | 16mg/L（日間平均 8mg/L）           |

備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。

4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

7. 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成〕

## ⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

愛媛県では、「特定悪臭物質濃度」による地域の規制が行われており、その基準は、表 3. 2-36 のとおりであるが、伊方町における指定はなく、かつ、本事業は愛媛県が定める事業場等には該当しない。

表 3. 2-36(1) 悪臭に係る規制基準（敷地境界線の地表における許容限度）

（単位：ppm）

| 地域区分<br>特定悪臭物質 | A 区域   | B 区域  |
|----------------|--------|-------|
| アンモニア          | 1      | 2     |
| メチルメルカプタン      | 0.002  | 0.004 |
| 硫化水素           | 0.02   | 0.06  |
| 硫化メチル          | 0.01   | 0.05  |
| 二硫化メチル         | 0.009  | 0.03  |
| トリメチルアミン       | 0.005  | 0.02  |
| アセトアルデヒド       | 0.05   | 0.1   |
| プロピオンアルデヒド     | 0.05   | 0.1   |
| ノルマルブチルアルデヒド   | 0.009  | 0.03  |
| イソブチルアルデヒド     | 0.02   | 0.07  |
| ノルマルパレルアルデヒド   | 0.009  | 0.02  |
| イソパレルアルデヒド     | 0.003  | 0.006 |
| イソブタノール        | 0.9    | 4     |
| 酢酸エチル          | 3      | 7     |
| メチルイソブチルケトン    | 1      | 3     |
| トルエン           | 10     | 30    |
| スチレン           | 0.4    | 0.8   |
| キシレン           | 1      | 2     |
| プロピオン酸         | 0.03   | 0.07  |
| ノルマル酪酸         | 0.001  | 0.002 |
| ノルマル吉草酸        | 0.0009 | 0.002 |
| イソ吉草酸          | 0.001  | 0.004 |

注：A 区域：B 区域以外の地域

B 区域：主として工場の用に供される地域、その他の悪臭に対する順応の見られる地域

〔「令和元年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和元年）より作成〕

表 3.2-36(2) 悪臭に係る規制基準（煙突その他の気体排出口における許容限度）

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <p>特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した量とする。</p> $q=0.108 \times He^2 \times Cm$ <p>q：流量（0℃、1気圧のm<sup>3</sup>/時）<br/> He：補正された排出口の高さ（m）<br/> Cm：事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値（ppm）</p> <p>補正された気体排出口の高さ（He）が5m未満となる場合については、この式は適用しない。</p>                                                                                        |
| 2 | <p>排出口の高さの補正は、次の算式により行う。</p> $He=Ho+0.65 \cdot (Hm+Ht)$ $Hm=0.795 \cdot \sqrt{Q} \cdot \sqrt{V} / (1+2.58/V)$ $Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-228) \cdot (2.30 \times \log J+1/J-1)$ $J=(1460-296 \cdot V / (T-228)) / (\sqrt{Q} \cdot \sqrt{V}) +1$ <p>He：補正された排出口の高さ（m）<br/> Ho：排出口の実高さ（m）<br/> Q：温度15℃における排出ガスの流量（m<sup>3</sup>/s）<br/> V：排出ガスの排出速度（m/s）<br/> T：排出ガスの温度（K）</p> |

「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号、最終改正：平成23年11月30日）  
「令和元年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和元年）より作成

表 3.2-36(3) 悪臭に係る規制基準（排水・敷地外における許容限度）

（単位：mg/L）

| 特定悪臭物質    | 事業場から敷地外に排出される排水量                                     | A 区域  | B 区域  |
|-----------|-------------------------------------------------------|-------|-------|
| メチルメルカプタン | 0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合                          | 0.03  | 0.06  |
|           | 0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合 | 0.007 | 0.01  |
|           | 0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合                           | 0.002 | 0.003 |
| 硫化水素      | 0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合                          | 0.1   | 0.3   |
|           | 0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合 | 0.02  | 0.07  |
|           | 0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合                           | 0.005 | 0.02  |
| 硫化メチル     | 0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合                          | 0.3   | 2     |
|           | 0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合 | 0.07  | 0.3   |
|           | 0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合                           | 0.01  | 0.07  |
| 二硫化メチル    | 0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合                          | 0.6   | 2     |
|           | 0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合 | 0.1   | 0.4   |
|           | 0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合                           | 0.03  | 0.09  |

「令和元年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和元年）より作成

## ⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく土壌汚染状況調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染状態が指定基準に適合しないことが確認された場合は、都道府県知事により要措置区域又は形質変更時要届出区域が指定されるが、その基準は表 3.2-37 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省 HP、閲覧：平成 30 年 11 月）によると、平成 31 年 1 月 31 日現在、伊方町において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「平成 29 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、平成 29 年）によると、平成 29 年度末現在、愛媛県内には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-37(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

| 特定有害物質の種類      | 要 件                                                |
|----------------|----------------------------------------------------|
| カドミウム及びその化合物   | 検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。                     |
| 六価クロム化合物       | 検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。                     |
| クロロエチレン        | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。                         |
| シマジン           | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること。                         |
| シアン化合物         | 検液中にシアンが検出されないこと。                                  |
| チオベンカルブ        | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。                          |
| 四塩化炭素          | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。                         |
| 1,2-ジクロロエタン    | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること。                         |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること。                           |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること。                          |
| 1,3-ジクロロプロペン   | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。                         |
| ジクロロメタン        | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。                          |
| 水銀及びその化合物      | 検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。 |
| セレン及びその化合物     | 検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。                       |
| テトラクロロエチレン     | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                          |
| チウラム           | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。                         |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1mg 以下であること。                             |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。                         |
| トリクロロエチレン      | 検液 1L につき 0.03mg 以下であること。                          |
| 鉛及びその化合物       | 検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。                         |
| 砒素及びその化合物      | 検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。                        |
| ふっ素及びその化合物     | 検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。                        |
| ベンゼン           | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                          |
| ほう素及びその化合物     | 検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。                          |
| ポリ塩化ビフェニル      | 検液中に検出されないこと。                                      |
| 有機りん化合物        | 検液中に検出されないこと。                                      |

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 31 年 1 月 28 日）より作成〕

表 3.2-37(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

| 特定有害物質の種類    | 要 件                            |
|--------------|--------------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。 |
| 六価クロム化合物     | 土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。 |
| シアン化合物       | 土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。  |
| 水銀及びその化合物    | 土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。     |
| セレン及びその化合物   | 土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。   |
| 鉛及びその化合物     | 土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。     |
| 砒素及びその化合物    | 土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。    |
| ふっ素及びその化合物   | 土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。 |
| ほう素及びその化合物   | 土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。 |

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 31 年 1 月 28 日）より作成〕

### ⑦ 地盤沈下

愛媛県においては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づく地下水採取の規制地域の指定はない。

### ⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

### ⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。



#### ⑩ 土砂

土砂等の埋立て、運搬等については、「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（平成 12 年愛媛県条例第 2 号）により、区域外の土砂を使用して埋立て等（宅地造成や建築残土の仮置きを含む。）を行う区域の面積が 3,000 平方メートル以上の場合は、事前に県知事の許可を受けなければならない。また、土砂等を運搬しようとするときは、該当土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。

### (3) その他の環境保全計画等

#### ① 第三次えひめ環境基本計画

愛媛県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定した。その後、環境行政を取り巻く情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、平成22年2月に「えひめ環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、施策の展開に努めてきた。

第一次計画における取組を継承しつつ、現在の環境行政を巡る社会経済情勢を踏まえ、新たな環境課題にも適切に対応できるよう、令和2年に「第三次えひめ環境基本計画」を策定した。計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間であり、計画における目指すべき将来像を「環境と経済の好循環による「愛顔あふれる持続可能なえひめ」としている。

計画の施策の体系は表3.2-38のとおりである。

表 3.2-38 第三次えひめ環境基本計画の施策の体系

| 目指すべき将来像                     | 3つの基本目標             | 6つの基本方針                 | 35の施策                            |
|------------------------------|---------------------|-------------------------|----------------------------------|
| 環境と経済の好循環による「愛顔あふれる持続可能なえひめ」 | Ⅰ かけがえのない環境の保全      | ①安全で良好な生活環境の保全          | 1 良好な大気、水、土壌環境の保全                |
|                              |                     |                         | 2 瀬戸内の環境保全対策と生活排水対策の推進           |
|                              |                     |                         | 3 騒音、振動、悪臭の防止                    |
|                              |                     |                         | 4 安全で良質な水の確保                     |
|                              |                     |                         | 5 海洋ごみ対策                         |
|                              |                     |                         | 6 快適な暮らし空間の実現                    |
|                              | Ⅱ 目指すべき3つの社会の実現     | ①気候変動対策の推進と低炭素・脱炭素社会の実現 | 1 地球温暖化防止対策の総合推進                 |
|                              |                     |                         | 2 低炭素型ライフスタイルへの転換                |
|                              |                     |                         | 3 低炭素型のビジネススタイルの実現               |
|                              |                     |                         | 4 再生可能エネルギーへの転換促進                |
|                              |                     |                         | 5 水素エネルギーの導入推進                   |
|                              |                     |                         | 6 低炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない地域づくり      |
|                              |                     |                         | 7 気候変動への適応の推進                    |
|                              |                     |                         | 8 オゾン層保護対策                       |
|                              |                     | ②環境への負荷が少ない循環型社会の実現     | 1 3Rの推進                          |
|                              |                     |                         | 2 廃棄物の適正処理の確保                    |
|                              |                     |                         | 3 プラスチック資源循環の推進                  |
|                              |                     |                         | 4 災害廃棄物処理体制の構築                   |
|                              |                     | ③生物多様性の保全と自然共生社会の実現     | 1 豊かな自然環境の保全と適正な利用の促進            |
|                              |                     |                         | 2 生物多様性の保全と適正管理                  |
|                              |                     |                         | 3 気候変動を踏まえた生物多様性の保全対策            |
|                              |                     |                         | 4 外来生物対策                         |
|                              |                     |                         | 5 野生鳥獣の適正管理                      |
|                              |                     |                         | 6 魅力ある里地・里山・里海づくり                |
|                              | Ⅲ 未来を支える人づくり・しくみづくり | ①環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進   | 1 多様な場におけるESDの視点を取り入れた環境教育・学習の充実 |
|                              |                     |                         | 2 環境教育・学習を推進する人材の育成              |
|                              |                     |                         | 3 環境保全活動と多様な主体による環境協働取組の促進       |
|                              |                     |                         | 4 食品ロスの削減とおもいやり消費の推進             |
|                              |                     |                         | 5 環境情報の充実                        |
|                              |                     | ②地域循環共生圏の形成             | 1 環境影響評価の推進                      |
|                              |                     |                         | 2 グリーン購入や環境に配慮した行動の促進            |
|                              |                     |                         | 3 環境対策ビジネスの振興                    |
|                              |                     |                         | 4 分散型エネルギーシステムの推進                |
|                              |                     |                         | 5 環境と調和した農林水産業の推進                |
|                              |                     |                         | 6 恵み豊かな森林（もり）づくり                 |

〔「第三次えひめ環境基本計画」（愛媛県、令和2年）より作成〕

## ② 伊方町環境基本計画

伊方町は、より豊かで快適な環境を将来の世代に引き継ぐため、平成 27 年 3 月に「伊方町環境基本条例」（平成 27 年伊方町条例第 20 号）を制定している。

同条例の基本理念を踏まえ、環境にやさしい生活や地域の環境保全活動などの推進に努め、社会経済状況の変化及びこれに伴う関係法律・制度に的確に対応しつつ、伊方町らしい環境施策を総合的に講じていくため、平成 28 年 3 月に「伊方町環境基本計画」を策定した。「豊かで美しい環境で暮らす、自然を楽しむまち」を望ましい環境像とし、その実現に向けて町が行う環境に関する施策の方向性及び町民・事業者・行政などの各主体の役割を示している。計画の期間は平成 28 年度からおおむね 20 年間としている。

伊方町環境基本計画の施策の体系は、表 3.2-39 のとおりである。

表 3.2-39 伊方町環境基本計画の施策の体系

| 基本方針         | 基本施策                | 具体的施策                                                                           |
|--------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1 脱温暖化をめざすまち | 1-1 協働で築く脱温暖化をめざすまち | (1) 省エネルギーの推進<br>(2) 再生可能エネルギーの利活用<br>(3) 温暖化対策に取り組む人づくり                        |
|              | 1-2 人と環境にやさしいまち     | (1) 環境にやさしい交通                                                                   |
| 2 自然を守るまち    | 2-1 健全で豊かな森林づくり     | (1) 健全で豊かな森林づくり                                                                 |
|              | 2-2 私たちの財産である農地の保全  | (1) 農地の保全                                                                       |
|              | 2-3 親しみのある水辺の保全     | (1) 河川環境の保全・再生<br>(2) 海環境の保全・再生                                                 |
|              |                     | (1) 動植物の保護                                                                      |
|              | 2-4 多様な生物が息づくまち     | (2) 生物の生態調査・環境学習の推進<br>(3) 被害を及ぼす生物の管理・防除                                       |
| 3 自然に触れるまち   | 3-1 水と緑の空間づくり       | (1) 緑のまちづくり<br>(2) やすらぎの空間づくり                                                   |
|              | 3-2 魅力的な景観づくり       | (1) 町民とともに進める景観づくり                                                              |
| 4 公害のないまち    | 4-1 生活環境の保全         | (1) 大気環境保全対策<br>(2) 水環境保全対策<br>(3) 騒音・振動・悪臭対策<br>(4) 土壌・地下水汚染対策<br>(5) 有害化学物質対策 |
|              |                     | (1) 3R の普及啓発                                                                    |
|              |                     | (2) Reduce（リデュース）の推進                                                            |
|              |                     | (3) Reuse（リユース）の推進                                                              |
|              |                     | (4) Recycle（リサイクル）の推進                                                           |
| 5 資源が循環するまち  | 5-1 資源循環の推進         | (1) ごみ処理体制の整備<br>(2) 不法投棄対策の推進                                                  |
|              | 5-2 廃棄物の適正処理の推進     | (1) 持続可能な社会の主役づくり<br>(2) 活動支援機能の充実                                              |
| 6 参加と協働のまち   | 6-1 協働の仕組みづくり       | (1) 持続可能な社会の主役づくり<br>(2) 活動支援機能の充実                                              |

〔「伊方町環境基本計画」（伊方町、平成 28 年）より作成〕

## 2. 自然関係法令等

### (1) 自然保護関係

#### ① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）に基づく自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）は表 3.2-40 及び図 3.2-12 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に佐田岬半島宇和海県立自然公園の指定地域がある。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3.2-40 自然公園の概要

| 名 称<br>(指定年月日)                            | 面積 (ha)              | 概要                                                                                                                                  | 関係市町         |
|-------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 佐田岬半島宇和海<br>県立自然公園<br>(昭和 40 年 10 月 15 日) | 517<br>(海面含め 10,724) | 佐田岬半島と、宇和海北部一帯の島しょ、沿岸部の一部を含む愛媛県西南部の地域で、東西 50km、南北約 25km である。自然公園としての価値は、佐田岬半島の海蝕景観と展望良好地点、並びに宇和海北部の典型的なリアス式地形を示す海岸と多島、海崖などの海洋景観である。 | 八幡浜市、伊方町、西予市 |

「令和元年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和元年）  
「自然公園」（愛媛県 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成

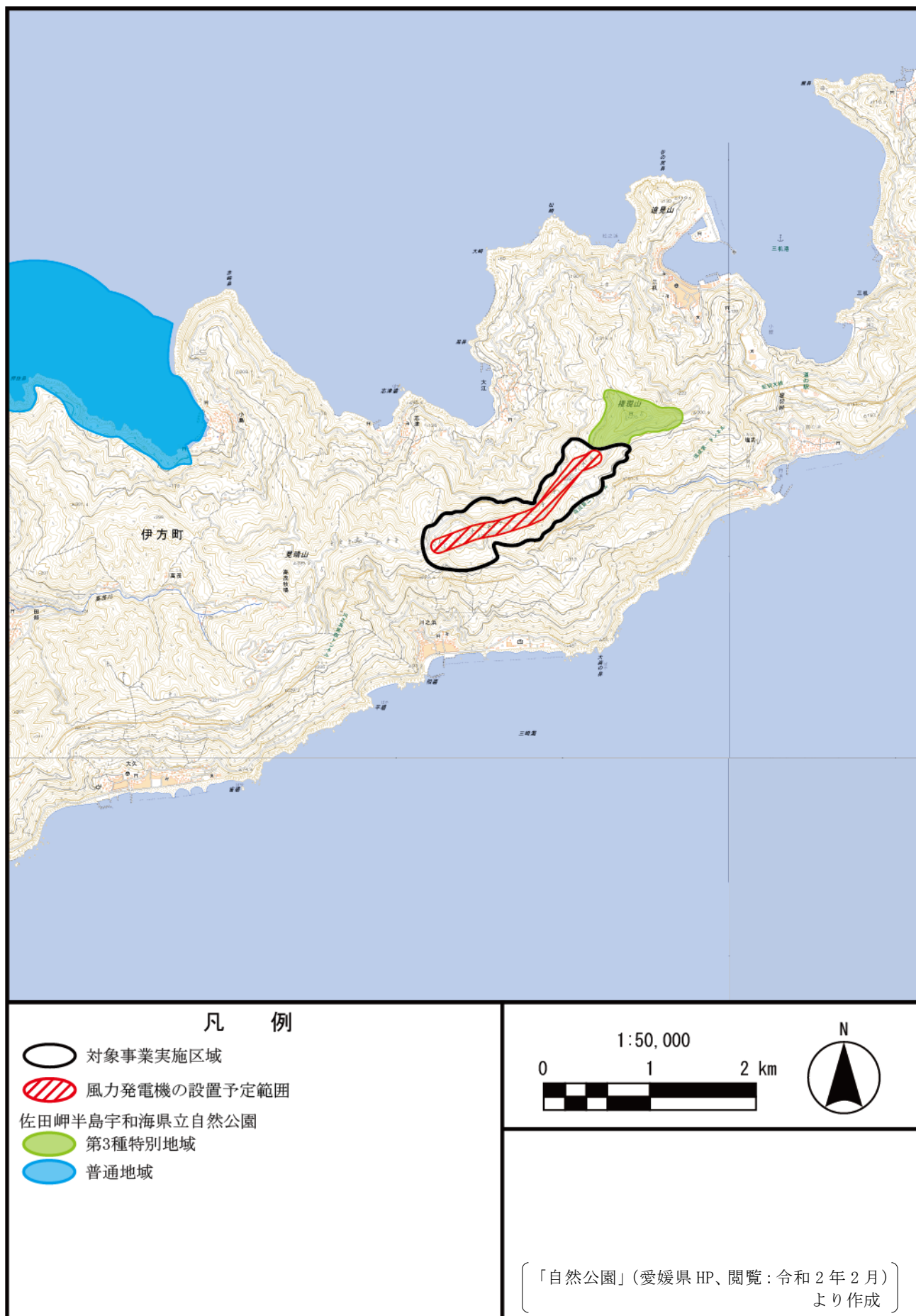


図 3.2-12 自然公園の状況

**② 自然環境保全法に基づく保全地域**

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）及び「愛媛県自然環境保全条例」（昭和 48 年愛媛県条例第 32 号）に基づく自然環境保全地域はない。

**③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域**

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。

**④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域**

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：平成 30 年 6 月 27 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

**⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区**

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区はない。

**⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区**

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）に基づく生息地等保護区はない。

**⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域**

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づくラムサール条約湿地はない。

## (2)文化財

### ① 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）等に基づく史跡・天然記念物の状況は、表 3.2-41 及び図 3.2-13 のとおりである。

表 3.2-41 史跡・天然記念物

| 種別      | 指定区分 | 名称           | 所在地     |
|---------|------|--------------|---------|
| 特別天然記念物 | 国    | カワウソ（地域を定めず） | 愛媛県、高知県 |
| 天然記念物   | 愛媛県  | 須賀の森         | 伊方町三机   |
| 史跡      | 伊方町  | 供養様          | 伊方町塩成   |
|         |      | 中尾城跡         | 伊方町三机   |
| 天然記念物   |      | 宮の森          | 伊方町小島   |

〔「国・県指定文化財等」（愛媛県 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）  
「伊方町の歴史と文化」（伊方町 HP、閲覧：令和 2 年 2 月）より作成〕

### ② 周知の埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲において、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。



図 3.2-13 史跡・天然記念物の状況



### (3) 景観保全関係

#### ① 景観法に基づく景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲の「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）第 8 条の規定により定められた景観計画区域について、愛媛県では全市町が景観行政団体となっている。伊方町では平成 31 年 3 月に、景観法に基づく「伊方町景観計画」を策定し、伊方町全域を景観計画区域と定めて、良好な景観の形成に関する方針を定めている。

#### ② 都市計画法に基づく風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日）により指定された風致地区はない。

### (4) 国土防災関係

#### ① 森林法に基づく保安林

対象事業実施区域及びその周囲における、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 30 年 6 月 1 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-14 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

#### ② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日）に基づく砂防指定地の指定状況は図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に砂防指定地が存在している。

#### ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

#### ④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく地すべり防止区域の指定状況は図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。

#### ⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：平成 30 年 12 月 14 日）に基づく海岸保全区域の指定状況は図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に海岸保全区域が存在している。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：平成 29 年 5 月 19 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。

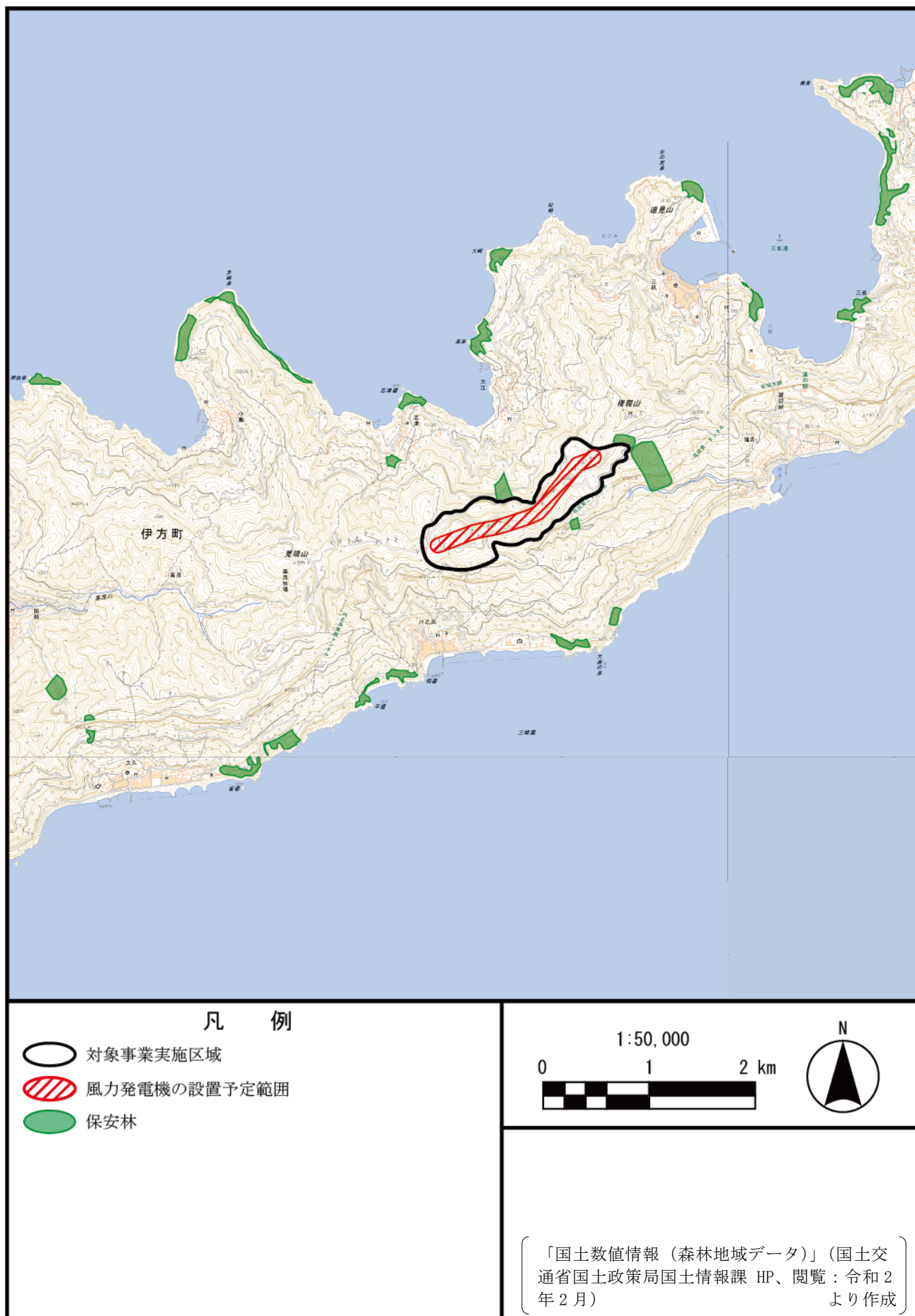


図 3. 2-14 保安林の指定状況

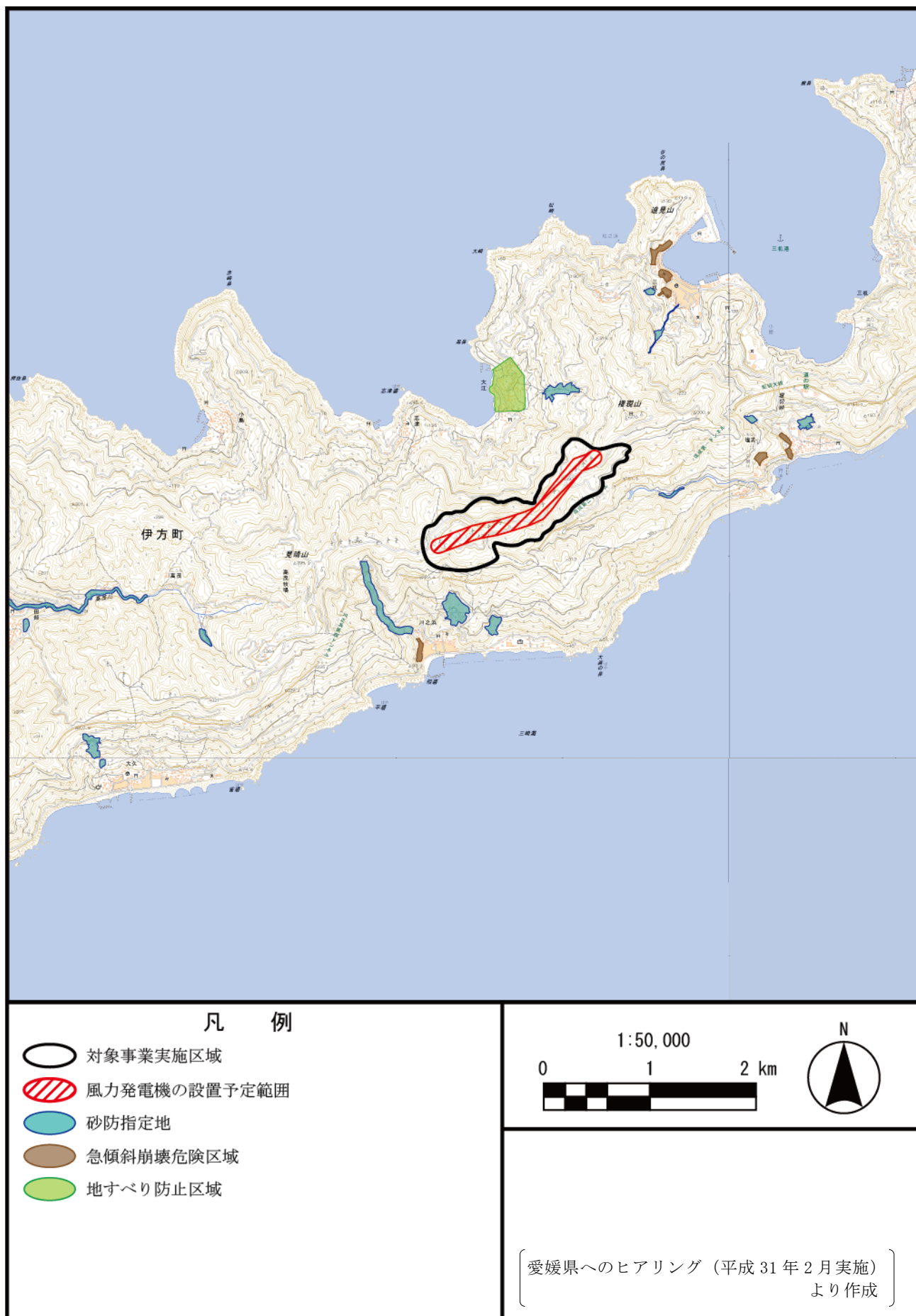


図 3.2-15 砂防指定地等の指定状況



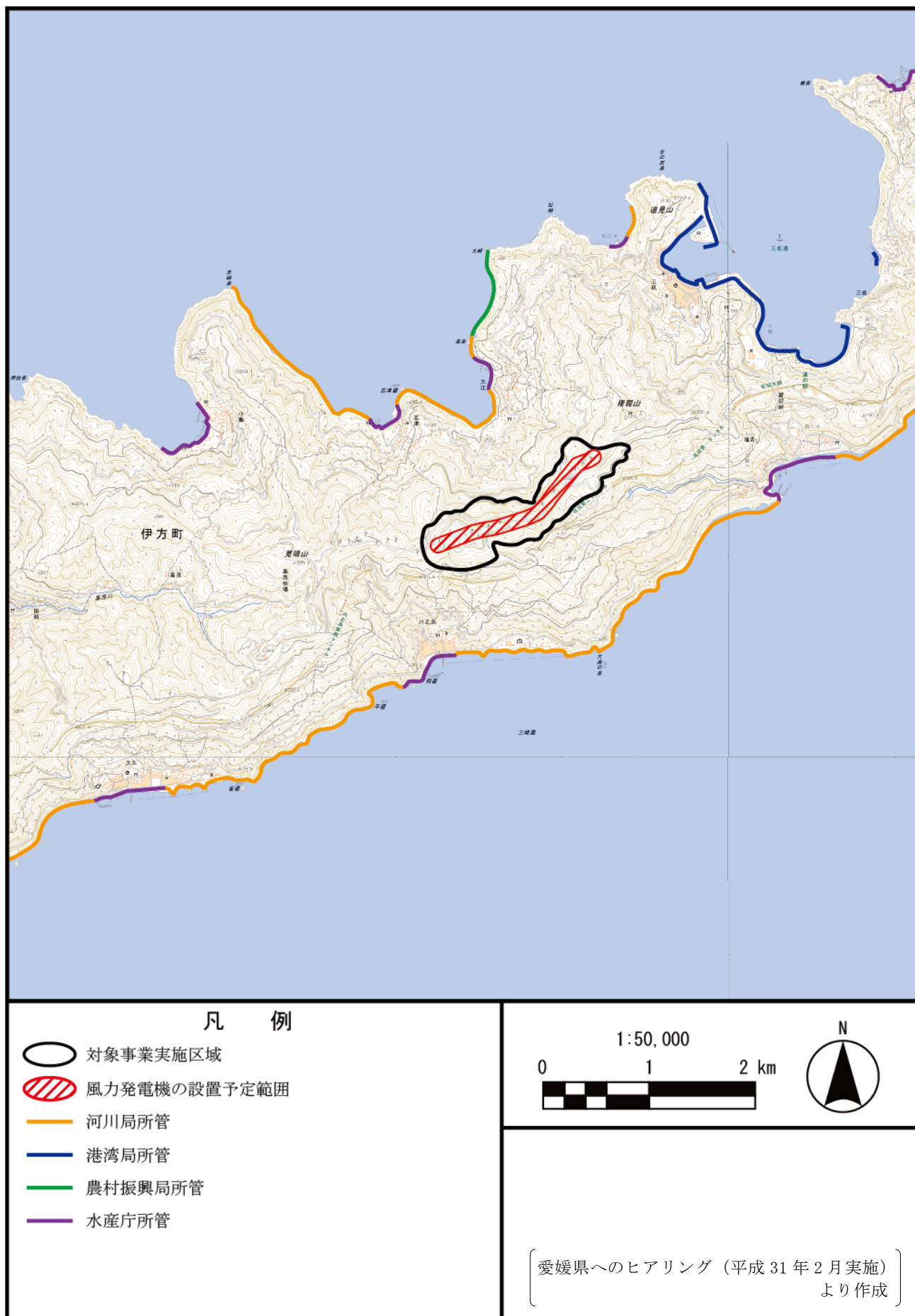


図 3.2-16 海岸保全区域の指定状況

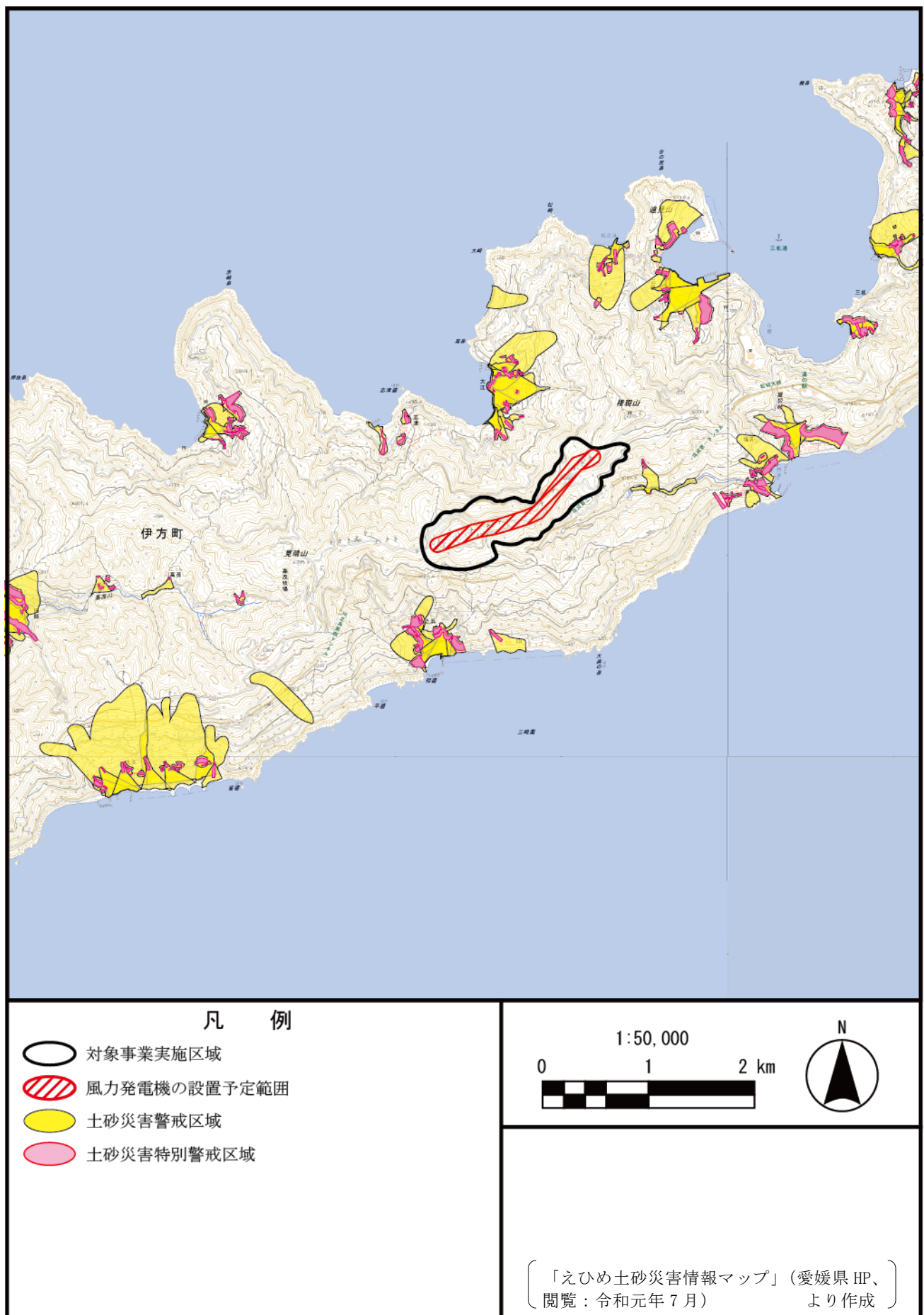


図 3.2-17 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

### 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-42 のとおりである。

表 3.2-42 関係法令等による規制状況のまとめ

| 区分                         | 法令等                            | 地域地区等の名称             | 指定等の有無 |                        |              |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------|--------|------------------------|--------------|
|                            |                                |                      | 伊方町    | 対象事業実施<br>区域及び<br>その周囲 | 対象事業<br>実施区域 |
| 土地                         | 国土利用計画法                        | 都市地域                 | ×      | ×                      | ×            |
|                            |                                | 農業地域                 | ○      | ○                      | ○            |
|                            |                                | 森林地域                 | ○      | ○                      | ○            |
|                            | 農業振興地域の整備に関する法律                | 農用地区域                | ○      | ○                      | ○            |
|                            | 都市計画法                          | 都市計画用途地域             | ×      | ×                      | ×            |
| 公害<br>防<br>止               | 環境基本法                          | 騒音類型指定               | ×      | ×                      | ×            |
|                            |                                | 水域類型指定               | ○      | ○                      | ×            |
|                            | 騒音規制法                          | 規制地域                 | ×      | ×                      | ×            |
|                            | 振動規制法                          | 規制地域                 | ×      | ×                      | ×            |
|                            | 水質汚濁防止法                        | 指定地域                 | ○      | ○                      | ×            |
|                            | 悪臭防止法                          | 規制地域                 | ×      | ×                      | ×            |
|                            | 土壤汚染対策法                        | 要措置区域                | ×      | ×                      | ×            |
|                            |                                | 形質変更時要届出区域           | ×      | ×                      | ×            |
|                            | 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律      | 地下水採取の規制地域           | ×      | ×                      | ×            |
|                            | 自然<br>保<br>護                   | 自然公園法                | 国立公園   | ○                      | ×            |
| 国定公園                       |                                |                      | ×      | ×                      | ×            |
| 県立自然公園                     |                                |                      | ○      | ○                      | ×            |
| 自然環境保全法                    |                                | 自然環境保全地域             | ×      | ×                      | ×            |
|                            |                                | 県自然環境保全地域            | ×      | ×                      | ×            |
| 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約     |                                | 文化遺産、自然遺産            | ×      | ×                      | ×            |
| 都市緑地法                      |                                | 緑地保全地域               | ×      | ×                      | ×            |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律   |                                | 鳥獣保護区                | ×      | ×                      | ×            |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律  |                                | 生息地等保護区              | ×      | ×                      | ×            |
| 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 |                                | ラムサール条約湿地            | ×      | ×                      | ×            |
| 文化<br>財                    | 文化財保護法等                        | 国指定史跡・名勝・天然記念物       | ○※     | ○※                     | ○※           |
|                            |                                | 県指定史跡・名勝・天然記念物       | ○      | ○                      | ×            |
|                            |                                | 町指定史跡・名勝・天然記念物       | ○      | ○                      | ×            |
|                            |                                | 周知の埋蔵文化財包蔵地          | ○      | ×                      | ×            |
| 景<br>観                     | 景観法                            | 景観計画区域               | ○      | ○                      | ○            |
|                            | 都市計画法                          | 風致地区                 | ×      | ×                      | ×            |
| 国<br>土<br>防<br>災           | 森林法                            | 保安林                  | ○      | ○                      | ×            |
|                            | 砂防法                            | 砂防指定地                | ○      | ○                      | ×            |
|                            | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律          | 急傾斜地崩壊危険区域           | ○      | ○                      | ×            |
|                            | 地すべり等防止法                       | 地すべり防止区域             | ○      | ○                      | ×            |
|                            | 海岸法                            | 海岸保全区域               | ○      | ○                      | ×            |
|                            | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | ○      | ○                      | ×            |

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. 「※」は所在地が地域を定めず指定した特別天然記念物の種のみ指定があることを示す。